|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度　障害者支援施設監査・指導調書 | | | |
|  | | | |
| 施設名 |  | 運営法人名 |  |
| 施設種別 |  |
| 施設所在地 |  | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ |  | 施設長 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ |  | 連絡先メール  アドレス |  |
| 指定年月日  （更新の場合は更新指定年月日） | 年　　　月　　　日 | 指定番号 |  |
| ※記入及び提出に関する注意事項 | | | |
| １．本調書には、特に指定されている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 | | | |
| また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 | | | |
| ２．本調書と別添「障害者支援施設状況調査資料」を運営指導等実施日の１４日前までに２部提出してください。 | | | |
| ３．「第１－１から第１－７　人員に関する基準」と「第５－１から第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い」は、該当事業分のみ作成してください。 | | | |
|  | | | |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日 | | | |

目　次

　　第１－１　人員に関する基準（共通事項）　　　　　　　　第４　　　変更の届出等

第１－２　人員に関する基準（生活介護）　　　　　　　　第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項）

第１－３　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練））　　第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（施設入所支援）

第１－４　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練））　　第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（生活介護）

第１－５　人員に関する基準（就労移行支援）　　　　　　第５－４　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練））

第１－６　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型）　　　　第５－５　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練））

第１－７　人員に関する基準（施設入所支援）　　　　　　第５－６　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援）

　　第２　　　設備に関する基準　　　　　　　　　　　　　　第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ｂ型）

　　第３　　　運営に関する基準

※「第１－１から第１－７　人員に関する基準」と「第５－１から第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い」は、該当事業分のみ作成してください。

根拠法令

○法　･･･････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○施設基準省令　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）

○施設基準条例　　･･･島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第76号）

○報酬告示　･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

| 第１－１　人員に関する基準（共通事項） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数  生活介護　　　　　　　（　　　　　　人）  自立訓練（機能訓練）　（　　　　　　人）  自立訓練（生活訓練）　（　　　　　　人）  就労移行支援　　　　　（　　　　　　人）  就労継続支援Ｂ型　　　（　　　　　　人）  施設入所支援　　　　　（　　　　　　人） | | 施設基準省令  第4条第2項  施設基準条例  第5条第2項 |
| ２　職務の専従 | 指定障害者支援施設等の従業者は､生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者となっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第4条第3項  施設基準条例  第5条第3項 |
| ３　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数 | １　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が２０人未満である場合は、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち1人以上は、常勤であるか。  ２　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、サービス管理責任者の数を、次のア及びイに掲げる（当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスの利用者数の合計数に対して、以下の基準に基づき配置することとし、そのうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。  　　①　利用者の数の合計が６０人以下　　１以上  　　②　利用者の数の合計が６１人以上　　１に、利用者の数の合計が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第5条  施設基準条例  第7条 |
| ４　従たる事業所を設置する場合の特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否  従たる事業所設置の有無：　　　有　・　無 | | 施設基準省令  第5条の2  施設基準条例  第8条 |

| 第１－２　人員に関する基準（生活介護） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）医師  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。  　　※嘱託医の配置可。  　　※看護師等による利用者の健康状態の把握が実施できる場合は、配置しないことも可。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　看護職員（保健師又は看護師若しくは準看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、（ⅰ）及び（ⅱ）の合計数以上になっているか。  　　（ⅰ）アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数。  　　　上記の結果、どれに該当するか。（ア～ウのいずれかに○）  　　　ア　障害支援区分が４未満　　　　　　利用者の数を６で除した数以上  　　　イ　障害支援区分が４以上５未満　　　利用者の数を５で除した数以上  　　　ウ　障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除した数以上  　　　《平均障害支援区分の算出》  　　　　{（２×区分２に該当する利用者の数）＋（３×区分３に該当する利用者の数）＋（４×区分４に該当する利用者の数）＋（５×区分５に該当する利用者の数）＋（６×区分６に該当する利用者の数）}／総利用者数  　　　　※特定旧法受給者、経過措置対象者、区分３（５０歳以上は２）以下の者、生活介護以外のサービス利用者は除外して計算。小数点第２位以下を四捨五入  　　　(ⅱ)生活介護を利用する経過措置対象者以外の施設入所者で、区分３（５０歳以上は区分２）以下の者の数を10で除した数  ２　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。  ３　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。  ただし、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ４　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。 | １．　適　・　否  ○必要な員数  （ⅰ）の結果（　　　　　　人）  （ⅱ）の結果（　　　　　　人）  （ⅰ）＋（ⅱ）＝（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | |  |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げ  る数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．サービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  うち常勤者数　　　　　　（　　　　　　人） | |  |

| 第１－３　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　看護職員（保健師又は看護師若しくは準看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっているか。  ２　看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また１人以上は常勤となっているか。  ３　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  ただし、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常  生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機  能訓練指導員として置いているか。  ４　生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人）  ２．　適　・　否  看護職員の数（　　　　　　人）  ３．　適　・　否  理学療法士又は作業療法士の数（　　　　　人）  ４．　適　・　否  生活支援員の数（　　　　　　　人） | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア  又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |
| ２　訪問による自立訓練（機能訓練） | 指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を行う場合は、（１）及び（２）に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | |  |

| 第１－４　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）生活支援員（看護職員）  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっているか。  ２　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、１に代え  て、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となってい  るか。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ１以上となっているか。  ３　また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人）  ２．　適　・　否  生活支援員の数（　　　　　　人）  看護職員の数（　　　　　　人）  ３．　適　・　否 | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |
| ２　訪問による自立訓練（生活訓練） | 指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（生活訓練）を行う場合は、（１）及び（２）に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | |  |

| 第１－５　人員に関する基準（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）職業指導員、生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となってい  るか。  ２　職業指導員の数は、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人）  ２．　適　・　否  職業指導員の数（　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の数（　　　　　　人）  ４．　適　・　否 | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）就労支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | 適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人） | |  |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |
| ２　認定指定障害者支援施設  （１）職業指導員及び生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。  １　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を１０で除した数以上となって  いるか。  ２　職業指導員の数は、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし  １．　適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人）  ２．　適　・　否  職業指導員の数（　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の数（　　　　　　人）  ４．　適　・　否 | |  |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |

| 第１－６　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）職業指導員及び生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となって  いるか。  ２　職業指導員の数は、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の数（　　　　　　人）  ２．　適　・　否  職業指導員の数（　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の数（　　　　　　人）  ４．　適　・　否 | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |

| 第１－７　人員に関する基準（施設入所支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体  的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる  数となっているか。  ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型な  ど生活介護以外のサービスを受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤  務を行う生活支援員を1以上としているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | | 施設基準省令  第4条  施設基準条例  第5条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。 | 適　・　否 | |  |

| 第２　設備に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　設備 | １　施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。  　ア　利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。  　　　また、障害に応じた配慮がなされているか。  　イ　居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。  　ウ　居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。  ２　訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を  設けているか。  （相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することがで  きる。） | １．　適　・　否      ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第6条  施設基準条例  第9条 |
| (１) 訓練・作業室 | １　専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するもの  であるか。  　（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  ２　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ３　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否 | |  |
| (２) 居室 | １　一の居室の定員は４人以下とされているか。  ２　地階に設けていないか。  ３　利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9．9平方メートル以上とされているか。  ４　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  ５　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。  ６　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。  ７　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否  ６．　適　・　否  ７．　適　・　否 | |  |
| (３) 食堂 | １　食事の提供に支障がない広さを有しているか。  ２　必要な備品を備えているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | |  |
| (４) 浴室 | １　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | １．　適　・　否 | |  |
| （５）洗面所 | １　居室のある階ごとに設けられているか。  ２　利用者の特性に応じたものであるか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | |  |
| （６）便所 | １　居室のある階ごとに設けられているか。  ２　利用者の特性に応じたものであるか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | |  |
| （７）相談室 | １　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | １．　適　・　否 | |  |
| （８）廊下幅 | １　1．5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1．8メートル以上とされているか。 | １．　適　・　否 | |  |
| ２　認定指定障害者支援施設 | 認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、１に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | 適　・　否　・　該当なし | |  |
| （経過措置）  （１）多目的室の経過措置 | 平成18年10月1日（以下、「施行日」という。）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合の施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | | 施設基準省令  附則第15条  施設基準条例  附則第2条 |
| （２）居室の定員の経過措置 | 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、「4人以下」とあるのは「原則として4人以下」とする。 |  | | 施設基準省令  附則第16条  施設基準条例  附則第3条 |
| （３）居室面積の経過措置 | １　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生  施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定  知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サ  ービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、１の(2)の③の規定を適用する場合に  おいては、「9．9平方メートル」とあるのは「6．6平方メートル」とする。  ２　施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において　施設障害  福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、１の(2)の③の規定を適用する  場合においては、「9．9平方メートル」とあるのは「4．4平方メートル」とする。  ３　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産　施設であ  って旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規　定の適用を受  けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者  通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けて  いるものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合　におけるこれらの施設の建物について、  １の(2)の③の規定を適用する場合においては、　「9．9平方メートル」とあるのは「3．3平方メー  トル」とする。  ４　平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて  障害保健福祉施策を見直すまでの間において障者等の地域生活を支援するための関係法律の整備  に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定す  る指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者  支援施設となるものに対して、１の(2)の③の規定を適用する場合においては、当分の間、「９．９平  方メートル」とあるのは「４．９５平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後  に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 |  | | 施設基準省令  附則第17条  施設基準条例  附則第4条 |
| （４）ブザー又はこれに代わる設備の経過措置 | １　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害  者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神  障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合の施設の建物については、当分の間、  １の(2)の⑦のブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。  ２　平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支  援施設となるものについては、当分の間、１の(2)の⑦のブザー又はこれに代わる設備を設けないこ  とができる。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変  更した部分については、この限りでない。 |  | | 施設基準省令  附則第18条  施設基準条例  附則第6条 |
| （５）廊下幅の経過措置 | １　施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設において施設障  害福祉サービスを提供する場合の施設の建物については、１の(8)中「1．5メートル」とあるのは「1．  35メートル」とする。  ２　施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設  において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、1の(8)の  規定は、当分の間、適用しない。  ３　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害  者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービス  を提供する場合の施設の建物については、1の(8)の規定は、当分の間、適用しない。  ４　平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支  援施設となるものについては、当分の間、1の(8)の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設  となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 |  | | 施設基準省令  附則第19条  施設基準条例  附則第8条 |

| 第３　運営に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・運営規程  ・その他利用者に交付した書面 | １　支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る  障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービス  の種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する  と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該  利用申込者の同意を得ているか。  ２　社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、  利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①文書の交付の有無　有　・　無  ②説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人）  　□ 説明未済    ③重要事項説明書等への記載事項  （運営規定の概要）  　　□ 事業目的  　　□ 運営方針  　　□ 提供する施設障害福祉サービスの種類  　　□ 従業者の職種・員数及び職務内容  　　□ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  　　□ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  　　□ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□ 昼間実施サービスに係る通常の事業実施地域  　□ サービス利用の留意事項  　　□ 緊急時の対応  　　□ 非常災害対策  　　□ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　　□ 虐待防止の措置    　　（その他の重要事項）  　　□ 従業者の勤務体制  　 □ 事故発生時の対応  □ 苦情処理体制  □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況    ２．①　適　・　否　・　該当なし  ②書面交付状況  　　□ 全員に交付済み  　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）  　　□ 未交付  ②記載事項  　　□ 経営者の名称  　　□ 事業所の所在地  　　□ 提供するサービスの内容  　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項  　　□ サービス提供開始年月日  　　□ 苦情受付窓口 | | 施設基準省令  第7条  施設基準条例  第11条 |
| ２　契約支給量の報告等  ［関係書類］  ・受給者証  ・市町村への契約内容報告書 | １　施設は、サービスを提供するときは、当該サービスの種類ごとの量（契約支給量）、その他の必要  な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  ２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  ３　サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞  なく報告しているか。  ４　受給者証記載事項に変更があった場合に、上記に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況  　□　全員に記載済み  　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）  　□　未記載  　　②記載事項  　□　事業者及び事業所の名称  　□　サービス内容  　□　契約支給量  　□　契約年月日  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | 施設基準省令  第8条  施設基準条例  第12条 |
| ３　提供拒否の禁止 | 事業者は、正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。  特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  ※正当な理由に該当するもの  ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合  ・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし  正当な理由により提供を拒否したことがある場合  理由： | | 施設基準省令  第9条  施設基準条例  第13条 |
| ４　連絡調整に対する協力 | サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第10条  施設基準条例  第14条 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | １　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援Ｂ型等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ２　利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供すること  が困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第11条  施設基準条例  第15条 |
| ６　受給資格の確認  ［関係書類］  ・受給者証 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  また、受給者証情報を正しくデータ登録しているか。  ※留意事項  　事業者は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給  決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確かめなければならな  い。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第12条  施設基準条例  第16条 |
| ７　介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | １　当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。    ２　当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第13条  施設基準条例  第17条 |
| ８　心身の状況等の把握  ［関係書類］  ・アセスメント記録  ・個人別記録 | サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否  　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | | 施設基準省令  第14条  施設基準条例  第18条 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | １　サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。    ２　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第15条  施設基準条例  第19条 |
| 10　身分を証する書類の携行  ［関係書類］  ・身分証明書等 | 利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ※留意事項  この証書等には､当該事業所の名称､当該従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ①指導状況  　　□ 常に証書等が見えるように指示  　　□ 求められたら提示できるように指示  　　□ 未指示  　　②記載事項  　　□ 事業所の名称  　　□ 当該従業者の氏名  　　□ 当該従業者の写真の添付  　　□ 当該事業者の職能 | | 施設基準省令  第16条  施設基準条例  第20条 |
| 11　サービスの提供の記録  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録等  ・個人別記録 | １　施設入所支援を受ける者以外に対してサービスを提供した際は、当該サービスの種類ごとに、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。  ※記録の時期  利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対してサービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。  ２　施設入所支援を受ける者に対してサービスを提供した際は、当該サービスの種類ごとに、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。  ※記録の時期  当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、後日一括して記録することも差し支えない。    ３　１及び２による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障がい者から当該サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  記録すべき内容  　□ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 実施時間数  □ 利用者負担額  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否  □ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 実施時間数  □ 利用者負担額  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否 | | 施設基準省令  第17条  施設基準条例  第21条 |
| 12　支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収証の控  ・同意書 | １　サービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。また、（１３）の１から３までに掲げる他、曖昧な名目による不適切な徴収を行っていないか。  ２　上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払  を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、そ  の同意を得ているか。  （ただし、(１３)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．　適　・　否　・　該当なし  徴収する費用名  (・ )  (・ )  (・ )    ２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第18条  施設基準条例  第22条 |
| 13　利用者負担額等の受領  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収書  ・同意書 | １　サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  ２　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ３　１及び２の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の  うち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　　【生活介護】を行う場合  　　　　次のアからエまでに掲げる経費  　　　　　ア　食事の提供に要する費用  　　　　　　（次の（ア）又は（イ）に定めるところによる。以下同じ。）  　　　　　　（ア）食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  　　　　　　（イ）事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）  　　　　　　　　　第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  　　　　　イ　創作的活動にかかる材料費  　　　　　ウ　日用品費  　　　　　エ　アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ｂ型】を行う場合  次のアからウまでに掲げる経費  　ア　食事の提供に要する費用  　イ　日用品費  　ウ　ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  　　　【施設入所支援】を行う場合  　　　　次のアからオまでに掲げる経費  　　　　　ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条の3第1項に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）  　　　　　イ　平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。  　　　　　ウ　被服費  　　　　　エ　日用品費  　　　　　オ　アからエのほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ※生活介護のア、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型のア、施設入所支援のアについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。  ４　１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支  払った支給決定障害者に対し交付しているか。  ５　３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス  の内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第19条  施設基準条例  第23条 |
| 14　利用者負担  額に係る管理  ［関係書類］  ・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | １　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該施設が提供する施設障害福祉サービス等を受けたときは当該サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  １－２　この場合において、当該施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  ２　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該施設が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。    ２－２　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  １－２．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・該当なし  ２－２．　　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第20条  施設基準条例  第24条 |
| 15　介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等  ［関係書類］  ・通知書の控  ・サービス提供証明書 | １　法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。    ２　法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | １．①通知状況  　□ 全員に通知済み  　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし  　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無  ２．交付状況  　□ 全員に交付済み  　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし | | 施設基準省令  第21条  施設基準条例  第25条 |
| 16　施設障害福祉サービスの取扱方針  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・評価に関する記録 | １　施設は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  ２　施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  ３　従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び目標等も含む。  ４　施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ※留意事項  施設は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．評価方法  　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置  　□ 第三者評価の実施  　□ 従業員等による検討会の設置  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第22条  施設基準条例  第26条 |
| 17　個別支援計  画の作成等  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・個別支援計画の原案及び個別支援計画  ・担当者会議記録  ・アセスメントの記録  ・モニタリングの記録  ・面接記録 | １　管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  ２　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。  ３　アセスメントに当たって、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、適切に意思決定の支援を行うため、つがい利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  ４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。  ５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。  ６　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。  ※個別支援計画の作成に係る会議　･･･　利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可。  ７　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、  文書により利用者の同意を得ているか。  ８　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。  ９　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）（利  用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立  訓練、就労移行支援は３月に1回）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を  行っているか。  10　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行う  こととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　ア　定期的に利用者に面接すること。  　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  11　個別支援計画に変更のあった場合、２から８に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．個別支援計画記載事項  　□　利用者及びその家族の生活に対する意向  　□　総合的な支援の方針  　□　生活全般の質を向上させるための課題  　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期  　□　当該サービスを提供する上での留意事項等  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）  ５．会議の参加者  　□　管理者  　□　サービス管理責任者  　□　担当職業指導員、生活指導員  　□　市町村職員  　□　相談支援専門員  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  ６．説明・同意状況  　□　全員説明、同意済み  　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）  　□　未説明、同意  ７．①交付状況  　　□ 全員交付済み  　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）  　　□ 未交付    ②家族への説明方法  　　□ 家庭訪問  　　□ 電 話  　　□ 資料郵送のみ  　　□ その他（ 　　　　　　　　）  ８．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回  ９．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  10．　適　・　否  11.　 適　・　否 | | 施設基準省令  第23条  施設基準条例  第27条 |
| 18　サービス管  理責任者の責  務  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・職員会議録  ・他の従業者に指導・助言をした記録 | サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  １　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ２　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  ３　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  ４　サービス管理責任者は、業務を行うに当たって、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．技術適指導及び助言の方法  　□　現場にて指導、助言  　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）  　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ５.　　適　・　否 | | 施設基準省令  第24条  施設基準条例  第28条 |
| 19　地域との連携等 | １　サービスの提供に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と  　の交流を図っているか。  ２　サービスの提供に当たって、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  ３　２に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。  ４　２についての報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。  ２・３・４の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として県が定めるものを講じている場合には、適用しない。 | １．　　適　・　否  ２．　　適　・　否  ３.　　 適　・　否  4.　　 適　・　否 | | 施設基準省令  第24条の2 |
| 20　地域移行等意向確認担当者の選任等 | １　利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的確認を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。  ２　地域移行等意向確認担当者は、１に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。  ３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たって、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行うものと連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。 | １.　　適　・　否  ２.　　適　・　否  ３.　　適　・　否 | | 施設基準省令  第24条の3 |
| 21　相談等  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・必要な助言その他の援助の記録 | １　施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  ２　施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。 | １．把握方法  ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第25条  施設基準条例  第29条 |
| 22　介護  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・業務日誌等  ・勤務体制一覧表  ・勤務実績表  ・資格証  ・出勤簿（タイムカード） | １　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な  技術をもって行っているか。  ２　施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。  また、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されてい  るか。  ３　生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、  排せつの自立について必要な援助を行なっているか。  また、トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。換気、保温及び利用者のプライバ  シーの確保に配慮がなされているか。  ４　生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適  切に取り替えているか。  ５　生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え整容等の介護その他  日常生活上必要な支援を適切に行っているか。  ６　指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。  　※留意事項  　　「常に１人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の生活支援員の配置を行わなければならないものである。  ７　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の  従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否  ６．　適　・　否  ７．　適　・　否 | | 施設基準省令  第26条  施設基準条例  第30条 |
| 23　訓練  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  １　指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。  ２　指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）就労移行支援、又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  ３　指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。  ※留意事項  １　訓練に従事させる従業者の勤務体制を定めておくこと。  ２　２以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならない。  ４　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第27条  施設基準条例  第31条 |
| 24　生産活動  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・作業日誌 | 【生活介護】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  １　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。  ※留意事項  地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。  ２　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  ※留意事項  利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。  ３　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  ※留意事項  常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。  ４　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  ※留意事項  利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務がある。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | 施設基準省令  第28条  施設基準条例  第32条 |
| 25　工賃の支払    ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・工賃規定  ・工賃台帳  ・利用者等への通知の控 | 【生活介護】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  １　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  【就労継続支援Ｂ型】  ２　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、１により利用者それぞれに対し支払われる１月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額) は、3,000円を下回っていないか  ３　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。  ４　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．昨年度の平均工賃月額（　　　　　　　　　円）  ３．　適　・　否  ４．①今年度の目標工賃額（時給・日給・月給（いずれかに○）  　　②通知状況  　　□　全員に通知済み  　　□　一部未通知（未通知人数　　　　　　人）  　　□　未通知 | | 施設基準省令  第29条  施設基準条例  第33条 |
| 26　実習の実施  ［関係書類］  ・実習先の確保の状況がわかる資料  ・個別支援計画 | 【就労移行支援】  １　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。  ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。  ２　実習時において、事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  【就労継続支援Ｂ型】  ２　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保に努めているか。  【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  ３　１及び２の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | １．実習先企業名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．実習先企業名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第30条  施設基準条例  第34条 |
| 27　求職活動の支援等の実施 | 【就労移行支援】  １　施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援をしているか。  【就労継続支援Ｂ型】  ２　施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。  ※留意事項  　個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。  【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  ３　施設は、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第31条  施設基準条例  第35条 |
| 28　職場への定着のための支援等の実施 | 【就労移行支援】  １　施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。  【就労継続支援Ｂ型】  ２　施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  ※留意事項  １　施設は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援等若しくは指定就労継続支援（「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が少なくとも６月以上の間）、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月経過後）に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ３　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ４　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  【就労移行支援】  ３　施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。  【就労継続支援Ｂ型】  ４　施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、２に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第32条  施設基準条例  第36条 |
| 29　就職状況の報告  ［関係書類］  ・報告書の控 | 【就労移行支援】  　就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。 | １．　適　・　否 | | 施設基準省令  第33条  施設基準条例  第36条 |
| 30　食事  ［関係書類］  ・運営規定  ・重要事項説明書  ・同意書  ・献立表  ・嗜好調査結果  ・残食調査結果  ・給食日記  ・検食記録  ・保存食  ・献立の確認状況がわかる資料  ・残食量記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録  ・調理業務等の委託契約書 | １　指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。  ※正当な理由  「正当な理由」とは、以下のとおりとし、食事の提供を安易に拒んではならない。  ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合  イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合　等  ２　食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。  ３　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。  　※留意事項  １　当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。  ２　指定障害者支援施設等における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。  ３　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならない。  ４　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  ※留意事項  １　利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとすること。  ２　 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること(「食品衛生監視票について」(平成16年4月1日付け食安発第0401001号)別添の食品衛生監視票の監視項目参照)。  ５　指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  ※留意事項  指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならない。 | １．①提供拒否の有無　　　　有　・　無  　　②提供拒否が有る場合   * 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合 * 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合 * その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）   ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否 | | 施設基準省令  第34条  施設基準条例  第38条 |
| 31　社会生活上  の便宜の供与  等  ［関係書類］  ・行事予定表 | １　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。  ２　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。  ※留意事項  　指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。  ３　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ※留意事項  １　指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。  ２　利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否 | | 施設基準省令  第35条  施設基準条例  第39条 |
| 32　健康管理  ［関係書類］  ・健康管理記録 | １　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  ２　施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年２回以上、定期に健康診断を行っているか。 | １．　適　・　否  ２．健康診断の回数　年　　　　回 | | 施設基準省令  第36条  施設基準条例  第40条 |
| 33　緊急時等の対応  ［関係書類］  ・運営規程  ・緊急時対応マニュアル  ・事故等対応記録  ・緊急連絡網 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第37条  施設基準条例  第41条 |
| 34　施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い | 施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第38条  施設基準条例  第42条 |
| 35　給付金として支払を受けた金銭の管理 | 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給を受けたときは、児童手当として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  　　(1)　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。  　　(2)　利用者に係る金銭を児童手当の支給の趣旨に従って用いること。  　　(3)　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  　　(4)　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。 | 適　・　否　・　該当なし | | 施設基準省令  第38条の2  施設基準条例  第43条 |
| 36　支給決定障害者に関する市町村への通知  ［関係書類］  ・市町村への通知書 | 施設障がい福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　　(1)　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。  　　(2)　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・該当なし | | 施設基準省令  第39条  施設基準条例  第44条 |
| 37　管理者による管理等 | １　指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  ２　管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  ３　管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に平成18年厚生労働省令第172号「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定障害者支援施設基準）第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  ※留意事項  　　指定障害者支援施設等の管理者は、原則として、専ら当該指定障害者支援施設等の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定障害者支援施設等の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定障害者支援施設等の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることが出来るものとする。    　ア　当該指定障害者支援施設等のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合    　イ　当該指定障害者支援施設等以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等  　　　の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業  　　　所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定障害者支援施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤出来る場合  　　　また、２・３については、指定障害者支援施設等の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該施設の従業者に運営に関する基準の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．指揮命令の伝達方法  　□　朝礼  　□　定例会議  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第40条  施設基準条例  第45条 |
| 38　運営規程  ［関係書類］  ・運営規程 | 施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  １　事業の目的及び運営の方針  　２　提供する施設障害福祉サービスの種類  　３　従業者の職種、員数及び職務の内容  　４　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  　５　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  　６　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　７　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域  　８　サービスの利用に当たっての留意事項  ９　緊急時等における対応方法  　10　非常災害対策  　11　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　12　虐待の防止のための措置に関する事項  　13　その他運営に関する重要事項    　※留意事項  【従業者の職種、員数及び職務の内容】  従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第４条及び５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。  【提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員】  利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。  ア 昼間実施サービス  同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  イ 施設入所支援  施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  【提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額】  「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。  また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第19条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。  【昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域】  指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  【サービス利用に当たっての留意事項】  利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。  【非常災害対策】  非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。  【提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類】  指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。  なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。  【虐待の防止のための措置に関する事項】  「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。  具体的には、  ア 虐待の防止に関する担当者の選定  イ 成年後見制度の利用支援  ウ 苦情解決体制の整備  エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)  オ 基準第54条の２第１項に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること  等を指すものであること。  【その他運営に関する事項】  １　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。  ２　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。  　※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、県に変更届の提出が必要。 | 重要事項の記載状況  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　提供する施設障害福祉サービスの種類  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  　□　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  　□　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域  　□　サービスの利用に当たっての留意事項  　□　緊急時等における対応方法  　□　非常災害対策  　□　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　□　虐待の防止のための措置に関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第41条  施設基準条例  第46条 |
| 39　勤務体制の確保等  ［関係書類］  ・勤務表  ・雇用契約書  ・就業規則  ・出勤簿  ・給与台帳  ・研修計画・復命書  ・就業環境が害されることを防止するための方針がわかる書類  ・ハラスメント指針 | １　利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。  ※留意事項  施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。  ２　施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によってサービスを提供しているか。  　　ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。  ※留意事項  調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。  ３　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ※留意事項  研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。  ４　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※留意事項  　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定障害者支援施設等には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものであり、指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容及び指障害者支援施設等が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。  なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　施設が講ずべき措置の具体的内容  施設が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。  ａ 施設の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  イ 施設が講じることが望ましい取組  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １．　原則として、月ごとに勤務表を作成しているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否  （勤務表の記載内容）   * 従業者の日々の勤務時間 * 常勤・非常勤 * 管理者との兼務関係 * その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）   １－２.　事業所ごとに定めているか。　　　　　適　・　否  ２.　　適　・　否  （第三者へ委託等を行っている場合）  委託先：  委託内容：  ３．　昨年度の従業者の参加研修（事業所内外問わず）  ４－１.　パワーハラスメント指針作成の有無　　有　・　無  　　　　指針策定年月日：令和　　年　　月　　日  ４－２.　事業者が講ずべき措置の内容  　□事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  　□相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じた、適切に対応するために必要な体制の整備  ４－３.　事業者が講ずる取組みの内容  　□相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　□被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） | | 施設基準省令  第42条  施設基準条例  第47条 |
| 40　業務継続計画の策定等  ［関係資料］  ・業務継続計画の作成又は変更の状況が分かる資料  ・研修及び訓練の実施記録 | 【令和６年４月１日から義務化】（令和６年3月31日までは努力義務）  １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実  　施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年3月31日までは努力義務）  １－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年3月31日までは努力義務）  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  　　に実施しているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年3月31日までは努力義務）  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※留意事項  １　指定障害者支援施設等は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。  ２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ４　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携  ５　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ６　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務  継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １―１　業務継続計画策定の有無　　　有　・　無  １－２　業務継続計画への記載内容  　ア　感染症に係る業務継続計画  　　□平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組  　　　の実施、備蓄品の確保等）  　　□初動対応  　　□感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　イ　災害に係る業務継続計画  　　　□平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　　□緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　　□他施設及び地域との連携  従業者への周知方法  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【研修について】  ２－１　実施した研修又は訓練名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２－２　開催回数（今年度）　　　回  ２－３　開催月（今年度）　　　　年　　月  【訓練について】  ２－５　実施した訓練名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２－６　開催回数（今年度）　　　回  ２－７　開催月（今年度）　　　　年　　月  ２－８　訓練内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３.　　適　・　否 | | 施設基準省令  第42条の2  施設基準条例  第47条の2 |
| 41　定員の遵守  ［関係書類］  ・運営規定 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。  　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  　※留意事項  　１　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。  ①昼間実施サービス  　ア　1日当たりの利用者の数  (Ⅰ) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。((Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に150％を乗じて得た数以下となっていること。  (Ⅱ) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125％を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること  イ 過去3月間の利用者の数  過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。  ②施設入所支援  　ア　1日当たりの利用者の数  (Ⅰ) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支  援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②  において同じ。)が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施  設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に110％を乗じて得た数以下となって  いること。  (Ⅱ) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合1日当たりの利用者の数が、利用定員から  50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。  イ 過去3月間の利用者の数  過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第43条  施設基準条例  第48条 |
| 42　非常災害対  　策  ［関係書類］  ・運営規程  ・非常災害対応マニュアル  ・消防計画  ・非常災害に関する計画  ・避難確保計画  ・原子力避難計画  ・消防用設備点検記録  ・防災・避難訓練記録  ・消防署・市町村への報告書  ・地域住民が訓練に参加していることがわかる書類  ・防災訓練記録 | １　指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。  ※留意事項  １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備  消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ２　非常災害に関する具体的計画  　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ３　関係機関への通報及び連携体制の整備  火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。  ２　指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ３　指定障害者支援施設等は、２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  ※留意事項  施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　遵守状況  　　　□消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置  　　　□非常災害に対する具体的な計画（非常災害対策計画）の作  　　　　成  　　　□避難確保計画（水害に関する避難計画等、土砂災害に関す  　　　　る避難計画、原子力災害に関する避難計画）の策定  　　　□職員間での共有  　　　□関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項についての認識の共有  ２．避難訓練：年　　　回  　□　火災  　□　地震  　□　その他（　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否 | | 施設基準省令  第44条  施設基準条例  第49条 |
| 43　衛生管理等  ［関係書類］  ・感染対策委員会議事録  ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ・研修・訓練の実施に関する記録  ・衛生管理に関する記録 | １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置  を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。    【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月３１日までの間は努力義務）  ２　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  (3)　当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること  １　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。  イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。  ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  カ　指定障害者支援施設等外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  ２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。  ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  ４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。  イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否  ○感染症や食中毒の対応に関するマニュアルの整備の有無  　　　有　・　無  ○事業所の設備及び備品の管理状況の記録の有無  　　　有　・　無  ○手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策の内容  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○汚水処理に関する器具等が設置の有無　　　有　・　無  ○感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。　　　　　　　　適　・　否  ○インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置の概要  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否  ○以下の対策を講じているか。  　□共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など  　□手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。  　□感染症マニュアルを整備  ２．適　・　否  措置の内容  □　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施  （事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知）  〔感染対策委員会〕  ○委員会の構成員  □法人代表者  □法人理事等  □管理者、施設長  □サービス管理責任者等  □事務長  □生活支援員等  □医師、看護職員等  □栄養士又は管理栄養士  □その他（　　　　　　　　　　　　）  ○感染対策担当者  　職：  　氏名：  ○感染対策委員会の開催回数・開催月  　開催回数：　回  　開催月：　　月  〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕  ○指針への記載内容  ア　平常時の対策  □事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）  □日常の支援にかかる感染対策  □手洗いの基本  □早期発見のための日常の観察項目  □その他（　　　　）  イ　発生時の対応  □発生状況の把握  □感染拡大の防止  □医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携  □医療処置、行政への報告  □その他（　　　　　　　　　　）  〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕  （研修名）  ○実施した研修名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○開催回数及び開催月（今年度）  開催回数：　　　　回  開催月：　　　年　　月  （訓練名）  ○実施した訓練名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○開催回数及び開催月（今年度）  開催回数：　　　　回  開催月：　　　年　　月 | | 施設基準省令  第45条  施設基準条例  第50条 |
| 44　協力医療機  　関等  ［関係書類］  ・契約書  ・協定書等 | １　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。  ２　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  　※留意事項  　１　基準第46条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。    　２　指定障害者支援施設等の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から6か月程度経過後）において、指定障害者支援施設等の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。  　３　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の  発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力  医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、当  該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うこと  になることから、取り決めまで行うことが望ましい。 | １．協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　）  　　所在地　　　　（　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否  ○協力歯科医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第46条  施設基準条例  第51条 |
| 45　掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※留意事項  １　事業所の見やすい場所･･･重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所  ２　従業者の勤務体制･･･職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。  　３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 掲示状況  　□　運営規程の概要  　□　従業者の勤務体制  　□　事故発生時の対応  □　苦情処理の体制  □　提供するサービスの第三者評価の実施状況  □　協力医療機関、協力歯科医療機関  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第47条  施設基準条例  第52条 |
| 46　身体拘束等の禁止  ［関係書類］  ・身体拘束等ガイドライン  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・同意書  ・身体拘束適正化検討委員会議事録  ・身体拘束等の適正化のための指針  ・身体拘束等の適正化のための研修の実施状況が分かる資料 | １　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  ２　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  　※留意事項  　　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。  ３　施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  (1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ※留意事項  １　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）  （１）事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。  （２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  （３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  （４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  （５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定。  　　　なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  　　なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者  　　に対する支援の状況等を確認することが必要である。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と解除へ向けた方策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　解除へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。  ２　「身体拘束等の適正化のための指針」  指針には次のような項目を盛り込む。  ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修  （１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を図る。  （２）当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  （３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．身体拘束の有無：　有　：　無  ２．記録状況  　□　態様及び時間  　□　その際の利用者の心身の状況  　□　やむを得ない理由  　□　その他（　　　　　　　　　　　）  ３．措置の内容  □　身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底  □　身体拘束等の適正化のための指針の整備  □　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 | | 施設基準省令  第48条  施設基準条例  第53条 |
| 47　秘密保持等  ［関係書類］  ・雇用契約書  ・誓約書  ・就業規則等  ・個人情報保護規程  ・個人情報同意書 | １　指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。  ３　他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否  ２．措置方法  　□ 雇用契約書  　□ 誓約書  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３．同意文書の状況  □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第49条  施設基準条例  第54条 |
| 48　情報の提供  　等  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・パンフレット等  ・ホームぺージ | １　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。    ２　当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法  　□ ホームページの作成  　□ 広告の作成  　□ その他（　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | 施設基準省令  第50条  施設基準条例  第55条 |
| 49　利益供与等の禁止 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ３　指定障害者支援施設は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。  　※具体例  　　・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること。  　　・施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること。  　　・施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること。  　　・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと。  など、おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否 | | 施設基準省令  第51条  施設基準条例  第56条 |
| 50　苦情解決  ［関係書類］  ・利用契約書  ・重要事項説明書  ・苦情受付簿  ・苦情解決・対応に関する諸規程  ・苦情に関する記録  ・掲示物  ・意見箱等  ・県・市町村からの指導・助言を受けた場合の改善状況がわかる書類  ・県等への報告書  ・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことがわかる資料  ・公表資料 | １　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情  を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。    ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することを行っているか。    ２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ３　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の  物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類そ  の他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する  とともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って  いるか。  ４　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービ  スの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、  及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県  知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ５　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若  しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業  所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して  都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は  助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ６　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③から⑤までの改善の内容を都道  府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  ７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせ  んにできる限り協力しているか。 | １．措置状況  　□ 相談窓口の設置  　□ 説明文書の交付  □ 事業所内の掲示  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）    ※苦情処理の体制  　○苦情解決責任者    　○苦情受付担当者  　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人    　　　　　　　　　　　職業・役職等  ２．苦情受付状況  　○苦情受付件数（前年度）　　　件（今年度）　　　件  　○記録作成：　有　・　無  　○解決結果の公表：　有　・　無  　○公表方法：  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  ○前年度の報告件数　　　　　　件  ７．　適　・　否　・　該当なし  ○前年度の報告件数　　　　　　件 | | 施設基準省令  第52条  施設基準条例  第57条 |
| 51　事故発生時の対応  ［関係書類］  ・事故対応記録  ・事故対応マニュアル  ・ヒヤリ・ハット記録  ・再発防止検討記録  ・損害賠償保険証書  ・損害賠償の種類 | １　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ２　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  ３　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ  ているか。  ※留意事項  １　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  ２　このほか、次の点に留意する。  ①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。  ②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。  ③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １．発生状況  事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件  □ 緊急連絡網の作成  □ AEDの設置  □ 救命講習等の受講    ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．損害賠償保険への加入：　有　・　無  ３－２．損害賠償を行った件数  　　　（前年度）　　　　件（今年度）　　　　件 | | 施設基準省令  第54条  施設基準条例  第59条 |
| 52　虐待の防止  ［関係書類］  ・虐待防止委員会の議事録  ・虐待防止のための研修計画・復命書  ・虐待防止ガイドライン等  ・虐待防止に関する諸規程  ・担当者を配置したことがわかる書類 | １　指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　当該施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  (3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※留意事項  １　虐待防止委員会の役割  （１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）  （２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  （３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。  ２　施設は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設等の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ４　虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成１８年８月１日障発第0801002号）の別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２―４の３（３）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 | １　措置の状況  □　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知  □　虐待の防止のための研修の実施  □　措置を適切に実施するための担当者の配置  　〔担当者職・氏名〕  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 施設基準省令  第54条の2  施設基準条例  第59条の2 |
| 53　会計の区分  ［関係書類］  ・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類） | 実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適　・　否 | | 施設基準省令  第55条  施設基準条例  第60条 |
| 54　記録の整備  ［関係書類］  ・出勤簿等  ・設備備品一覧  ・会計書類  ・個人別記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。  ２　以下の記録を整備しているか。   1. 個別支援計画 2. サービスの提供の記録 3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 4. 身体拘束等の記録 5. 苦情の内容等の記録 6. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録   ３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．整備状況  　□　従業者に関する記録  　□　設備、備品に関する記録  　□　会計に関する記録  ２及び３．整備状況及び保存年数  　□　個別支援計画（　年）  　□　サービス提供の記録（　年）  　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　年）  　□　身体拘束等の記録（　年）  　□　苦情の内容等の記録（　年）  　□　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（　年） | | 施設基準省令  第56条  施設基準条例  第61条 |
| 55　社会福祉施設運営の適正実施の確保  　（１）施設の運営管理体制の確立  ［関係書類］  ・各種規定等 | 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。  １　利用定員及び居室の定員を遵守しているか。  ２　必要な諸規程は、整備されているか。  　　管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。  ３　施設運営に必要な帳簿は整備されているか。  ４　直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。  ５　施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。  ６　施設長に適任者が配置されているか。  　　ア　施設長の資格要件は満たされているか。  　　イ　施設長は専任者が確保されているか。  　　　　また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられ  ているか。  ７　育児休業、産休等代替職員は確保されているか。  ８　施設設備は、適正に整備されているか。  ９　施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否  ６．　適　・　否  ７．　適　・　否  ８．　適　・　否  ９．　適　・　否 | | 平18厚令177  第36条  平24条例80  第38条  平18厚令177  第6条  平24条例80  第6条  平18厚令177  第8条  平24条例80  第8条  平18厚令177  第11条  平24条例80  第11条  平18厚令177  第11条第3項  平24条例80  第11条第3項  平18厚令177  第5条  第11条第4項  平24条例80  第5条  第11条第4項  平18厚令177  第4条、第9条、  第10条  平24条例80  第4条、第9条、  第10条  平18厚令177  第42条  平24条例80  第44条 |
| （２）必要な職員の確保と職員処遇の充実  ［関係書類］  ・健康診断計画 | １　労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。  　　ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。  　　イ　職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。  　　　なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。  ２　業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。  ３　職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。  ４　職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | 労働基準法等  平成19厚告289 |

| 第４　変更の届出等 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
|  | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的  に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業  を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  ２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日  の一月前までにその旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし    変更届事項  □　事業所の名称及び所在地  □　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名  及び住所  □　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等  □　事業所の平面図及び設備の概要  □　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び  住所  □　運営規程  □　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の  内容  □　連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称  【就労移行支援のみ】  □　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係  る事項    ２．　適　 ・　 否　・　該当なし | | 法第46条  施行規則第34条の23 |

| 第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 共通事項  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録票  ・介護給付費・訓練等給付費等明細書  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・受給者証 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」  の第５により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。  ２　端数処理  加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五  入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）  また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、  切り捨てとする。  　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護２ 時間30分以上３ 時間未満で837 単位）  ・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%  837×0.70＝585.9 → 585 単位  ・基礎研修課程修了者で深夜の場合  585×1.5＝874.5 → 875 単位  ※837×0.70×1.5＝878.85として四捨五入するのではない。  ３　障害福祉サービス種類相互の算定関係  特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費  を算定していないか。  　※　介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。  　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。  ４　減算の取扱  サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単  位数に乗じているか。  （１）定員超過の場合【定員超過利用減算】  ※対象となる障がい福祉サービス  療養介護、**生活介護**、短期入所、**施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、**就労継続支援Ａ型、**就労継続支援Ｂ型**  次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70  ア　過去３ヶ月間の利用者の数の平均値が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）  ①　利用定員が11人以下の事業所等  利用定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合  ②　利用定員が12人以上の事業所等  利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合  イ　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）   1. 利用定員50人以下の事業所等   利用定員の数に100分の150を乗じた数を超える場合   1. 利用定員51人以上の事業所等   利用定員の数に、当該利用低位の数から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合    例：利用定員30人、１月の開所日数が22日の施設の場合  　　　　　30人×22日×3月＝1,980人  　　　　　1,980人×1.25＝2,475人（受入れ可能延べ利用者数）  　　　　　（※３月間の総延べ利用者数が2,475人を超えると減算）  　　※　多機能型事業所等における定員超過利用減算  　　　複数のサービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。  　　（例１）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）の  　　　　　　1日当たりの実績による受入れ可能人数  　　　　→　生活介護　　　 ：20人×150％＝30人、自立訓練（生活）：10人×150％＝15人、  　　　　　　就労継続Ｂ ：10人×150％＝15人  　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　生活介護：30人、生活訓練：15人、就労継続Ｂ15人  　　（例２）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）、月の開所日数が22日  　　　　　　の場合の過去3ヶ月の利用実績によるによる受入れ可能人数  　　　　→　生活介護　　　 ：20人×22日×3月＝1,320人×125％＝1,650人  　　　　　　自立訓練（生活）：10人×22日×3月＝ 660人×125％＝ 825人  　　　　　　就労継続Ｂ　　 ：10人×22日×3月＝　660人×125％＝　825人  　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　生活介護：1,650人、自立訓練（生活）：825人、就労継続Ｂ825人    ※定員超過の算定の際の利用者数  　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～４までに該当する利用者を除くことができる。  　　１　身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の４若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の６の規定により市町村が行った措置により受け入れた利用者  　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者  　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者  　　４　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者及  び50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者に該当しない者であって、一時的にアセス  メントを受ける場合の就労移行支援の利用者  （２）人員欠如の場合  ※対象となる障がい福祉サービス  療養介護、**生活介護**、短期入所、**自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、**就労継続支援Ａ型、**就労継続支援Ｂ型**、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助  ア　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について【サービス提供職員欠如減算】  □減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。  □減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  ４　多機能型事業所等であって、複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の全員について減算  イ　サービス管理責任者の人員欠如について【サービス管理責任者欠如減算】    □減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。  □減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  （３）夜勤職員欠如の場合  ※対象となる障がい福祉サービス  **施設入所支援**  □　所定単位数（加算前）の100分の95。  当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでない。  ※具体的な取扱い  夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において、その翌月において、利用者全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合は、当該サービス提供単位の利用者全員）について、所定単位数を減算する。  　　　　(1) 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合  　　　　(2) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合  （４）個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】  ※対象となる障がい福祉サービス  療養介護、**生活介護**、**施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、**就労継続支援Ａ型、**就労継続支援Ｂ型**、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助  □減算が適用される月から3月未満の月　　　　　　所定単位数の100分の70  □減算が適用される月から連続して3月以上の月　　所定単位数の100分の50    ※具体的な取扱い  個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。    ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。  イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。  （５）平均利用期間が標準利用期間を超える場合    ※対象となる障がい福祉サービス  **自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、**自立生活援助  　□　所定単位数（加算前）の100分の95  　　　　事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から１年を経過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に６月間を加えて得た期間を超えている１月間について、利用者全員につき減算する。  　　　※「標準利用期間に６月間を加えて得た期間」  　　　　・自立訓練（機能訓練）２４月間（１年６月間＋６月間）  　　　　・自立訓練（生活訓練）３０月間（２年　　　＋６月間）  　　　　・就労移行支援 ３０月間（２年　　＋６月間　※４２月間又は６６月間の場合有）  ・自立生活援助　１８月間  　　　　(1) 利用者ごとのサービス利用期間は、当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算する。  　　　　(2) 頸髄損傷により四肢に麻痺がある者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.75で除して得た期間とする。  　　　　(3) １年間以上にわたり入院をしていた者又は１年間以上にわたり入退院を繰り返していた者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.4で除して得た期間とする。  （６）複数の減算事由に該当する場合の取扱い  　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。  （７）情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】  （令和６年４月１日から適用）  　　□　利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ※具体的な取扱い  　　　当該減算については、法第76 条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた月が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。  （８）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】  （令和６年４月１日から適用）  　　□　利用者全員について、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ※具体的な取扱い  当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた月が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。    　　【経過措置】  　　　 令和７年３月31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。  （９）身体拘束等の取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】  （令和６年４月１日から適用）  □　利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  以下のいずれかに該当する場合減算となる。   1. やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合 2. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合 3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 4. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施していない場合   （１０）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】  　　　　（令和６年４月１日から適用）  □　利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  以下のいずれかの取組が適切に行われていない場合減算となる。  □　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知  □　虐待の防止のための研修の実施  □　措置を適切に実施するための担当者の配置  ５　その他注意事項  　　ア　日中活動サービスのサービス提供時間  　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。  　　イ　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数  　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。  　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。  　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。  　　　　・６月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。  　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、知事が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。    ウ　定員規模別単価の取扱い  　　　①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。  　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。  　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。  ６．　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）  　　基準に適合する福祉・介護職員等の処遇改善を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、障害児に対し、指定生活介護等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  　ア　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）  　【算定単位数】　　　　　　　　　　　　1月につき、所定単位×サービス別加算率  　　※サービス別加算率　施設入所支援：159/1000、生活介護：81/1000  　　　　　　　　　　自立訓練（機能訓練）：138/1000、自立訓練（生活訓練）138/1000  　　　　　　　　　　　　就労移行支援：103/1000、就労継続支援B型：93/1000  【加算要件】  　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境要件の区分ごとに2以上の取組（生  　　産性向上性は3以上）とHP掲載等を通じた見える化  　イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）  　【算定単位数】　　　　　　　　　　　　1月につき、所定単位×サービス別加算率  　　※サービス別加算率　生活介護：81/1000、自立訓練（機能訓練）：134/1000  　　　　　　　　　　　　自立訓練（生活訓練）134/1000、就労移行支援：101/1000  　　　　　　　　　　　　就労継続支援B型：91/1000  　【加算要件】  月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境要件の区分ごとに2以上の取組（生  　　産性向上性は3以上）とHP掲載等を通じた見える化  　ウ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  　【算定単位数】　　　　　　　　　　　　1月につき、所定単位×サービス別加算率  　　※サービス別加算率　施設入所支援：138/1000、生活介護：67/1000  　　　　　　　　　　　　自立訓練（機能訓練）：98/1000、自立訓練（生活訓練）：98/1000  　　　　　　　　　　　　就労移行支援：86/1000、就労継続支援B型：76/1000  【加算要件】  月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境要件の区分ごとに2以上の取組（生  　　産性向上性は3以上）  　エ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  　【算定単位数】　　　　　　　　　　　　1月につき、所定単位×サービス別加算率  　　※サービス別加算率　施設入所支援：115/1000、生活介護：55/1000  　　　　　　　　　　　　自立訓練（機能訓練）：80/1000、自立訓練（生活訓練）：80/1000  　　　　　　　　　　　　就労移行支援：69/1000、就労継続支援B型：62/1000  　【加算要件】  月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅱ、職場環境要件の区分ごとに１以上の取組（生産性向上は２以上）  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の  合計  　※加算の内容については、障障発0307第１号、こ支障第11号 令和７年３月７日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４－（１）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（２）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（３）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（４）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（５）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（６）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（７）．　適　・　否　・　該当なし  ４―（８）.　適　・　否  ４－（９）.　適　・　否  ４－（１０）.　適　・　否  ６．　　適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）   単位数  （サービス別基本単位数＋各種減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示  第一  報酬告示  第二  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号 |

| 第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（施設入所支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　施設入所支援サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係るサービ　スを行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分１から６までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分２以下」分の判定とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※対象者  (1) 50歳未満の利用者である場合 区分４以上  (2) 50歳以上の利用者である場合 区分３以上  (3) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型（指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援Ｂ型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者に限る。）を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの  (4) 特定旧法指定施設（法附則第21条第１項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。）に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者  (5) 区分３以下（50歳未満の利用者である場合は区分２以下）であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者  (6) 第556号告示第５号に規定する者    オ　経過的施設入所支援サービス費  　　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げる所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数  ※留意事項  １の対象者(3)又は(4)に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が３以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。  ２　　地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ３　栄養士の未配置による減算  当該指定障害者支援施設等に、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合、利用定員に応じ、１日につき所定単位数が減算されているか。  　　ア． 管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合  (1)利用定員40人以下　　　　　　 　　27単位  (2)利用定員が41人以上50人以下　 　 22単位  (3)利用定員51人以上60人以下　　　 19単位  (4)利用定員61人以上70人以下　　　　15単位  (5)利用定員71人以上80人以下　　　 14単位  (6)利用定員が81人以上　　　　　　　 12単位  　　イ．配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合  (1)利用定員40人以下　　　　　　　 12単位  (2)利用定員41人以上50人以下 10単位  (3)利用定員61人以上70人以下　 7単位  (4)利用定員71人以上80人以下　　 7単位  (4)利用定員81人以上 　　　　　 　 6単位  ※留意事項  １　施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。  ２　調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　利用定員が40人以下  　□　区分６　　　　　　　　　　　　【463単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【392単位】  　□　区分４　　　　　　　　　 　　【316単位】  　□　区分３　　　　　　　　　　　　【239単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【174単位】  イ　利用定員が41人以上50人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【362単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【303単位】  　□　区分４　　　　　　　　　 　　【240単位】  　□　区分３　　　　　　　　　　　　【189単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【150単位】    ウ　利用定員が51人以上60人以下  　□　区分６ 　　　　　　　　　　　【355単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【297単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【235単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　 　【185単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【147単位】  エ　利用定員が61人以上70人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【301単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【252単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【202単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【166単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【137単位】  オ　利用定員が71人以上80人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【295単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【247単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【198単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【163単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【133単位】  カ　利用定員が81人以上  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【273単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【225単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【181単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【150単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【129単位】  オ　□　経過的施設入所支援サービス費  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ア．管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合  □　利用定員40人以下　　　　　　　　【27単位】  □　利用定員41人以上50人以下　　 　【22単位】  □　利用定員51人以上60人以下　　　 【19単位】  □　利用定員61人以上70人以下　　 　【15単位】  □　利用定員71人以上80人以下　　　 【14単位】  □　利用定員81人以上　　　　　　　　【12単位】  イ．配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合  □　利用定員40人以下　　　　　　　 【12単位】  □　利用定員41人以上50人以下 　 【10単位】  □　利用定員61人以上70人以下　 【 7単位】  □　利用定員71人以上80人以下 　　　 【 7単位】  □　利用定員81人以上　　　　　　　　 【 6単位】 | | 報酬告示別表  第9の1 |
| ２　夜勤職員配置体制加算 | １　夜勤を行う職員の配置について以下の基準に適合するものとして県に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援を行った場合に、当該指定施設入所支援の単位の利用定員に応じ、１日につき利用定員に応じた所定単位数を加算しているか。  　※配置基準  　　１　前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　　　　夜勤2人以上  　　２　前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合　　　　夜勤3人以上  　　３　前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  　　　　夜勤3人に前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ２　地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が21人以上40人以下 　【60単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下 　【48単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　　 【39単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第9の2 |
| ３　重度障害者支援加算 | １　以下の体制要件に適合するものとして県に届け出た指定施設入所支援事業所等において、指定施設入所支援等を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。（指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。）  ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）  以下の要件に該当する指定施設入所支援事業所等において、指定施設入所支援等を行った場合  ※要件  (1) 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。）の数の合計の100分の20以上であること。  (2)指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員又は看護職員を１人以上配置しているものとして県に届け出ている    ※留意事項  １　昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害  者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1 人以上の従業者を確保した場  合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあっては当該サ  ービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。  なお、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特  別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)  中、いずれか1 つ以上に該当する者とする。  なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以  外の者であって、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者と  する。  ２　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。  イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出ている指定施設入所支援事業所等において、区分６に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援を行った場合  ※留意事項  次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定施設入所支援事業所において、区分６に該当し、かつ、第548 号告示の別表第2 に掲げる行動関連項目合計点数が10 点以上である利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に算定する。  ア　指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。  イ　指定施設入所支援事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。  ウ　指定施設入所支援事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下この⑪において「基礎研修修了者」という。) であること。  エ　上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。  オ　イにおける実践研修修了者は、原則として週に1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、３月に１回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。  カ　ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。  キ　ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和７年３月３１日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。   1. 利用者に対する支援が1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。   (ｲ) (ｱ)の基礎研修修了者1 人の配置につき利用者5 人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4 時間程度は従事すること。  ウ　重度障害者支援加算（Ⅲ）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定施設入所支援事業所等において、区分４以上に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。（重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない）  ※留意事項  重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定施設入所支援事業所において、区分4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10 点以上である利用者に対　し、指定生活介護を行った場合に算定する。  なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができない。  ア　指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。  イ　指定施設入所支援事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。  ウ　指定施設入所支援事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が基礎研修修了者であること。  エ　㈡のエからキの規定を準用する。  【重度障害者支援加算(Ⅰ)への上乗せ】  ２　重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定施設入所支援事業所等であって、区分６に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が２人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に22単位を加算しているか。  【重度障害者支援加算(Ⅱ)への上乗せ】  ３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出ている、重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定施設入所支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  ※留意事項  中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに150 単位を加算することとしている。  この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1 回以上、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。  なお、この中核的人材については、当該指定施設入所支援事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。  ４　重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定施設入所支援事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。  ５　３の加算が算定されている指定施設入所支援事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  ※留意事項  ４と５については、当該加算の算定を開始した日から起算して180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とする。  【重度障害者支援加算(Ⅲ)への上乗せ】  ６　重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定施設入所支援事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  ※留意事項  中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに150 単位を加算することとしている。  この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1 回以上、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。  なお、この中核的人材については、当該指定施設入所支援事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。  ７　重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定施設入所支援事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算しているか。  ８　５の加算が算定されている指定施設入所支援事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  ※留意事項  ７と８については、当該加算の算定を開始した日から起算して180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とする。 | 1. 適　・　否　・　該当なし   算定状況  □　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　【 28単位】  □　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　【360単位】  □　重度障害者支援加算（Ⅲ）　　【180単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし    【追加150単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし    【追加22単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし    【追加500単位】  ４．　適　・　否　・　該当なし  　【追加200単位】  ５．　適　・　否　・　該当なし    【追加150単位】  ６．　適　・　否　・　該当なし  　【追加400単位】  ７．　適　・　否　・　該当なし  　【追加200単位】  ８．　適　・　否　・　該当なし  　【追加200単位】 | | 報酬告示別表  第9の3 |
| ４　夜間看護体制加算 | 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして県に届け出た施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  　この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する  ※留意事項  １　施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。）を１を超えて配置する体制を確保している場合に、1を超えて配置した人数に応じて昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。  ２　原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 夜間看護体制加算　【60単位】 | | 講習告示別表  第9の4 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定施設入所支援事業所等において指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第9の4の2 |
| ６　高次脳機能障害支援体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定施設入所支援等において、指定施設入所支援等を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け障障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）  ３　届出等  (1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。  (2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  ４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第9の４の3 |
| ７　入所時特別支援加算 | 新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、１日につき30単位を加算すること。  ２　入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。 | 適　・　否　・　該当なし   * 入所時特別支援加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第9の5 |
| ８　入院・外泊時加算 | ア　入院・外泊時加算（Ⅰ）  利用者が病院又は診療所への入院をした場合及び利用者に対して居宅への外泊を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、施設入所支援サービス費に代えて、利用定員に応じ、１月に所定単位数を加算しているか。  ただし、入院又は外泊の初日及び最終日には算定しない。  イ　入院・外泊時加算(Ⅱ)  　　利用者が病院又は診療所への入院をした場合及び利用者に対して居宅への外泊を認めた場合に、施設従業者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に支援を行った場合に、入院・外泊した翌日から起算して８日を超えた日から８２日を限度として、施設入所支援サービス費に代えて、利用定員に応じて、所定単位数を加算しているか。  ただし、入院又は外泊の初日及び最終日には算定しない。  ※留意事項  １　入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して９泊の入院又は外泊を行う場合は、８日と計算されること。  ２　９日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として１週間に１回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、１日につき所定単位数を算定するものであること。  ３　入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、２の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。  ４　入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。  ５　指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。  ６　当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。  ２　地方公共団体が設置する指定障害者支援施設においては、単位数の1000分の965に相当とする額を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　入院・外泊時加算（Ⅰ）  　□　利用定員が60人以下　　　　　　　【320単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　　 【272単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　　【247単位】  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が60人以下　　　　　　　【191単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下 　　【162単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　　【147単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第9の6 |
| ９　入院時支援  特別加算 | 家族等からの入院に係る支援が困難な利用者が病院又は診療所への入院に当たり、施設従業者のいずれかが、施設障害福祉サービス計画に基づき、病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、１月の入院期間の合計日数（入院初日、退院日、及び入院・外泊加算が算定される期間を除く。）に応じ、所定単位数を加算しているか。  (1)　当該月の入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）の日数の合計が4日未満の場合  (2)　当該月の入院期間の日数の合計が4日以上の場合  ※留意事項  １　長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、１月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。  ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。  ２　(１)が算定される場合にあっては少なくとも１回以上、(２)が算定される場合にあっては少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。  ３　入院期間が４日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、(１)を算定する。  ４　当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 当該月の入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）の日数の合計が4日未満の場合　　　　　　　　　　　　　　　【561単位】 * 当該月の入院期間の日数の合計が4日以上の場合   　　【1,122単位】 | | 報酬告示別表  第9の7 |
| 10　地域移行加算 | １　入所期間が１月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、指定障害者支援施設に置くべきいずれかの職種の者（昼間サービス及び施設入所支援に係る人員基準にある従業者。サービス管理責任者を含む。）が、利用者に対して、退所後の生活について相談助言を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として所定単位数を算定しているか。  ２　利用者の退所後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　退所前の相談援助については、入所期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回に限り加算を算定する。  ２　利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として加算を算定する。  ３　地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものである。  ４　地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できない。  ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合  イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ウ 死亡退所の場合  ５　地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。  ６　相談援助の内容  ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  ウ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向  上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助  エ 住宅改修に関する相談援助  オ 退所する者の介護等に関する相談援助  ７　退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。 | 1. 適　・　否　・　該当なし  * 地域移行加算　　【500単位】   ２. 適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第9の8 |
| 11　地域移行促進加算 | ア　地域移行促進加算（Ⅰ）  　　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援  （指定相談基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注１において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第３条  第２項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。  イ　地域移行促進加算（Ⅱ）  　　アについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、１月につき３回を限度として所定単位数を算定する。 | ア　　適　・　否　・　該当なし　　【120単位】  イ　　適　・　否　・　該当なし　　　【60単位】 | | 報酬告示別表第  第９の８の２ |
| 12　地域生活移  行個別支援特  別加算 | 次の基準に適合するものとして県に届け出た指定障害支援施設等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。    　ア　地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）  以下の施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位を算定しているか。  ※施設基準  １　別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置できること。  ２　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従事者による生活支援員の支援体制が確保されていること。  ３　精神科医師による定期的指導（月に２回以上）が行われていること。  ４　医療観察法に基づく通院中の者又は刑事施設等を釈放された障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。  ５　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。  ※別に厚生労働大臣が定める者（H18厚労告556・第9号）  心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設もしくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関との調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずる者  ※留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月２回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）が整えられていること。  ２　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  　イ　地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）  地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下この(９)において「退所等」という。）の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局通知）における「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ３　加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。  (ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成  (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催  (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言  (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応  (カ) その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）　【 12単位】  　□　地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）　【306単位】 | | 報酬告示別表  第9の9 |
| 13　栄養マネジ  メント加算  ｛関係書類｝  ・栄養ケア計画 | 次の(1)～(4)までに掲げる基準のいずれも適合するものとして、県に届け出た指定障害者支援施設等について、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)　常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  (2)　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  (3)　入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。  (4)　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。    ※留意事項  １　報酬告示第９の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。  ２　栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  ３　栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。  ４　施設に常勤の管理栄養士を１名以上配置して行うものであること。  なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。  ５　常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。  ６　栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。  ア　入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。  イ　栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。  ウ　栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。  また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。  エ　栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。  オ　入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね２週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね３月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月１回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。  カ　入所者ごとに、概ね３月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。  キ　指定障害者支援施設基準第17条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。  ７　栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとすること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 栄養マネジメント加算　【12単位】 | | 報酬告示別表  第9の10 |
| 14　経口移行加  算  ｛関係書類｝  ・経口移行計画 | 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、この場合において、12の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。  ※留意事項  １　経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり実施すること。  ア　現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。  イ　医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。  ウ　当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとすること。共同して経口移行計画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。  なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  エ　当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。  オ　経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。ただし、この場合において、医師の指示は概ね２週間ごとに受けるものとすること。  ２　経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確認した上で実施すること。  ア　全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。）。  イ　刺激しなくても覚醒を保っていられること。  ウ　嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。）。  エ　咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。  ３　経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとすること。  ４　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。 | 適　・　否　・　該当なし   * 経口移行加算　【28単位】 | | 報酬告示別表  第9の11 |
| 15　経口維持加  　算  ｛関係書類｝  ・経口維持計画 | ア　経口維持加算（Ⅰ）  指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該支持を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定しているか。  ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。  ※経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して６月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる。  ※留意事項  　経口維持加算(Ⅰ)については、次に掲げるアからエまでのとおり実施する。  ア　現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害（食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。）を有し、水飲みテスト（「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト（foodtest）」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。）、頸部聴診法、造影撮影（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。）、内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。以下同じ。）等により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。）ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る。  イ　月１回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとすること。共同して経口維持計画を作成するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ウ　当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(Ⅰ)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。  エ　入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。  ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね１月ごとに受けるものとすること。  イ　経口維持加算（Ⅱ）  協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第４条第１項第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師（指定障害者支援施  設基準第４条第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか１名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。  ※経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の留意事項  １　経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。  ２　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ３　食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制をとること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □   経口維持加算（Ⅰ）　【400単位】  □   経口維持加算（Ⅱ）　【100単位】 | | 報酬告示別表  第9の12 |
| 16　口腔衛生管理体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。  ２　「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。  ア　当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題  イ　当該施設における目標  ウ　具体的方策  エ　留意事項  オ　当該施設と歯科医療機関との連携状況  カ　歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生  士が行った場合に限る。）  キ　その他必要と思われる事項  ３　医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。  ４　入所者の口腔機能の維持・向上のため、年１回以上を目安として、定期的な歯科検診（健診）を実施することが望ましい。 | 適　・　否　・　該当なし   * 口腔衛生管理体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第9の12の2 |
| 17　口腔衛生管理加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、15の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。  イ　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月２回以上行うこと。  ロ　歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。  ハ　歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。  ※留意事項  １　報酬告示第９の12の３の口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。  ２　当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。  ３　歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。  ４　当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。  ５　本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が３回以上算定された場合には算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 口腔衛生管理加算　【90単位】 | | 報酬告示別表  第9の12の3 |
| 18　療養食加算  ｛関係書類｝  ・食事せん | 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した提供した場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成21年厚生労働省告示第177号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。  ２　加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。  ３　前記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。  ４　減塩食療法等について  心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。  また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0ｇ未満の減塩食をいうこと。  ５　肝臓病食について  肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。）等をいうこと。  ６　胃潰瘍食について  十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。  ７　貧血食の対象者となる入所者等について  療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10ｇ／dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。  ８　高度肥満症に対する食事療法について  高度肥満症（肥満度がプラス70％以上又はＢＭＩ（Body MassIndex）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。  ９　特別な場合の検査食について  特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。  10　脂質異常症食の対象となる入所者等について  療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるＬＤＬ―コレステロール値が140㎎／dl以上である者又はＨＤＬ―コレステロール値が40㎎／dl未満若しくは血清中性脂肪値が150㎎／dl以上である者であること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 療養食加算　【23単位】 | | 報酬告示別表  第9の13 |
| 19　地域移行支援体制加算 | 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が６月以上継続している者が１人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして県に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、１年間を限度として１日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。  ※留意事項  　当該加算については、以下のア及びイの基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所  から６月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。）の人数に応じて加算するものであること。  　ア　前年度（４月から３月の間のことをいう。以下同じ。）において、障害者支援施設等を退所し、退所から６月以上、地域での生活が継続している者（指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。）がいること。なお、前年度の実績としては、退所から６月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。  　イ　前年度における障害者支援施設等の退所から６月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から６月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　利用定員が40人以下  　□　区分６　　　　　　　　　　　　【15単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【13単位】  　□　区分４　　　　　　　　　 　　【11単位】  　□　区分３　　　　　　　　　　　　【 8単位】  　□　区分２以下　　　　　　　　　　【 6単位】  イ　利用定員が41人以上50人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【 9単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【 7単位】  　□　区分４　　　　　　　　　 　　【 6単位】  　□　区分３　　　　　　　　　　　　【 5単位】  　□　区分２以下　　　　　　　　　　【 4単位】    ウ　利用定員が51人以上60人以下  　□　区分６ 　　　　　　　　　　　【 7単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【 6単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【 5単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　 　【 4単位】  　□　区分２以下　　　　　　　　　　【 3単位】  エ　利用定員が61人以上70人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【 5単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【 4単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【 3単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【 3単位】  　□　区分２以下　　　　　　　　　　【 2単位】  オ　利用定員が71人以上80人以下  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【 4単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【 3単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【 3単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【 2単位】  　□　区分２以下（未判定の者を含む）【 2単位】  カ　利用定員が81人以上  □　区分６ 　　　　　　　　　　　【 3単位】  　□　区分５　　　　　　　　　　　　【 3単位】  　□　区分４　　　　　　　　　　 　【 2単位】  　□　区分３ 　　　　　　　　　【 2単位】  　□　区分２以下　　　　　　　　　　【 2単位】 | | 報酬告示別表  第９の13の3 |
| 20　通院支援加算 | 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、１月に２回を限度として所定単位数を算定する。  ※留意事項  　当該加算については、入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同  行した場合に加算するものであること。なお、指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。 | 適　・　否　・　該当なし　　　【17単位】 | | 報酬告示別表  第9の13の3 |
| 21　集中的支援加算 | ア　集中的支援加算（Ⅰ）  　　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支  援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  　当該加算については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定障害者支援施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。  　ア　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又は  オンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  　イ　集中的支援は以下に掲げる取組を行うこと  　　(1)　 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定障害者支援施設のアセスメントを行  うこと。  　 (2)　 広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に  向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的  支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月  に１回以上の頻度で見直しを行うこと  　 (3)　 指定障害者支援施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施  計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  　 (4)　 指定障害者支援施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当  該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容  の確認及び助言援助を受けること  　 (5)　 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  　ウ　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  　エ　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得るこ  と。  　オ　指定障害者支援施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。  イ　集中的支援加算（Ⅱ）  　　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集  中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。  ※留意事項  　当該加算については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設  において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。  　また、本加算を算定可能な指定障害者支援施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行  動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。  　ア　他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支  援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメン  トを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。  　イ　指定障害者支援施設における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこ  と。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  　　(1)　広域的支援人材の支援を受けながら、集中的支援加算Ⅰ留意事項イに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。  　 (2)　集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等へ  の支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継  ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施する  こと。  　ウ　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  　エ　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得るこ  と。 | ア　　適　・　否　・　該当なし　　【1000単位】  イ　　適　・　否　・　該当なし　　【500単位】 | | 報酬告示別表  第9の13の4 |
| 22　障害者支援施設等感染対策向上加算 | ア　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）  　　以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定施設入所支援等の  単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。  　　（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６  条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）  との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規  定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応  を行う体制を確保していること。  　　（２）指定障害者支援施設基準第46条第１項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この⑵において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この⑵において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。  　　（３）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以  下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算又  は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲  げる再診料の外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関  する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。  ※留意事項  （一）当該加算は、障害者支援施設における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。  （二）障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研  修又は訓練に少なくとも１年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関  する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号  A234-2 に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬  点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11 及び再診料の注15 に規定する外来感染対策向  上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向  けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対  策に関するカンファレンスを対象とする。  （三）障害者支援施設は、施設入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定  指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしてお  り、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応  を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相  談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象とな  る第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。また、第二種協定指定医療機関である薬局や  訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。なお、令和６年９月30 日ま  での間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携  することでも差し支えないものとする。  （四）季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施  設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に  対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。  イ　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）  　　感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、施設内で感染者が発生した  場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。  ※留意事項  （一）感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも３年に１回以上、施設内で感染  者が発生した場合の感染制御等に係る運営指導を受けている場合に、月１回算定するもの。  （二）運営指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。 | ア　　適　・　否　・　該当なし　　　【10単位】  イ　　適　・　否　・　該当なし　　　【5単位】 | | 報酬告示別表  第9の13の5 |
| 23　新興感染症等施設療養加算 | 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  （一）新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケ  アを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関と  の連携体制を確保した上で感染した障害者の療養を施設内で行うことを評価するものである。  （二）対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。  令和６年４月時点においては、指定している感染症はない。  （三）適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーショ  ン）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方  法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュ  アル）」を参考とすること。 | 適　・　否　・　該当なし　　　【240単位】 | | 報酬告示別表  第9の13の6 |

| 第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（生活介護） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　生活介護サービス費 | １　指定生活介護事業所等又は指定障害者支援施設において、次の(1)～(4)のいずれかに該当する利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。  　※対象者  (1)　50歳未満の利用者  　区分３に該当する者（施設入所支援も併せて受ける者にあっては区分４以上）  (2)　50歳以上の利用者  　区分２に該当する者（施設入所支援も併せて受ける者にあっては区分３以上）  (3)　平成18年厚生労働省告示第５５６号二号～五号のいずれかに該当する者であって(1)及び  (2)以外の者  ア　生活介護サービス費  （１）上記対象者(1)～（3）までのいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護を行った場合に、利用定員、所要時間及び障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。    ※多機能事業所における利用定員の数  利用定員について、多機能型事業所の場合は一体的に事業を行う多機能型事業の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを実施している障害者支援施設の場合は、昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。  （２）指定生活介護等を行った場合、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する生活介護計画をいう。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。）（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。  （３）イの⑴及び⑵については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、１日につき所定単位数を算定する。  ※留意事項  １　生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。  ２　所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。  ３　生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和６年４月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。  ４　生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。  ５　所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。  ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。  イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。  なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。  ウ　医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10 点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。  なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。  エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、１日１時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。  オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。  ２　酬告示第６の１の注１の３については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第６の１のイの⑴又は⑵の区分で報酬を算定する。  ３　報酬告示第６の１の注１の４については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、８時間以上９時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。  イ　共生型生活介護サービス費  (1)共生型生活介護サービス費（Ⅰ）  指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日に月所定単位数を算定する。  (2)共生型生活介護サービス費（Ⅱ）  指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。  ２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ３　利用時間が5時間未満の利用者等の割合が事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合、100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ※留意事項  「利用時間」とは、前３月において利用者が当該指定共生型生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。   1. 「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。   (2)　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。  　　　なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。  (3)　単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。  ４　運営規程に定める営業時間が、4時間未満の場合は所定単位数の50／100、４時間以上６時間未満  の場合は所定単位数の70／100に相当する単位数を算定しているか。（イの場合）    ※３及び４の双方の減算事由に該当する場合の取扱  　　該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。  　　減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う  ５　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等においては、所定単位  数の991／1000が算定されているか。  ６　医師が配置されてない場合は、１日につき12単位を減算しているか  【サービス管理責任者配置等加算】  ７　指定共生型生活介護事業所において、次のいずれも満たすものとして県に届け出ている場合、１日につき58単位を加算しているか。  (1)サービス管理責任者を１名以上配置していること。  (2)地域に貢献する活動を行っていること | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　生活介護サービス費   1. 利用定員が5人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　669単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　500単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　347単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　310単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　283単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　836単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　625単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　434単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　387単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　353単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,003単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 750単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 520単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 465単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 423単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,170単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 875単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 607単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 543単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 495単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1.628単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,218単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 845単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 755単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 689単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,672単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,250単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 866単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 775単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 706単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,783単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,312単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 927単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 837単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 767単位】   1. 利用定員が6人以上10人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　649単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　485単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　336単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　301単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　274単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　812単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　607単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　420単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　376単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　343単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 974単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 727単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 504単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 452単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 411単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,136単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 849単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 588単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 526単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 480単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1.580単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,182単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 819単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 733単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 668単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,622単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,213単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 840単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 752単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 685単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,684単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,274単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 901単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 814単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 746単位】   1. 利用定員が11人以上20人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　517単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　386単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　268単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　239単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　218単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　646単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　483単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　335単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　300単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　273単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 774単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 578単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 401単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 358単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 327単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 904単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 676単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 469単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 419単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 381単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,258単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 941単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 652単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 583単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 532単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,291単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 966単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 669単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 598単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 545単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,353単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,027単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 730単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 660単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 607単位】   1. 利用定員が21人以上30人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　449単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　333単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　228単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　204単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　185単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　575単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　427単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　293単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　262単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　236単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 690単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 512単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 351単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 313単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 284単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 805単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 597単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 409単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 366単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 332単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,120単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 833単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 570単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 510単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 463単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,150単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 854単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 584単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 423単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 475単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,211単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 915単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 646単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 584単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 536単位】   1. 利用定員が31人以上40人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　447単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　331単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　226単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　203単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　184単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　558単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　414単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　284単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　253単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　229単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 670単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 497単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 340単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 305単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 277単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 782単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 579単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 396単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 355単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 322単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,087単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 808単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 553単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 495単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 450単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,116単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 829単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 567単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 507単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 461単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,178単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 890単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 629単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 568単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 522単位】   1. 利用定員が41人以上50人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　445単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　328単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　224単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　198単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　181単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　555単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　410単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　281単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　247単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　226単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 666単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 493単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 337単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 297単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 271単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 778単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 574単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 393単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 346単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 316単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,082単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 800単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 547単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 483単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 441単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,110単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 821単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 561単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 495単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 452単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,172単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 882単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 623単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 556単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 513単位】   1. 利用定員が51人以上60人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　431単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　319単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　221単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　197単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　178単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　539単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　398単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　276単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　245単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　222単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 647単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 477単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 330単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 294単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 266単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 754単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 557単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 384単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 343単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 310単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,049単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 775単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 533単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 475単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 429単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,078単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 797単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 547単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 488単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 442単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,140単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 858単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 609単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 549単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 503単位】   1. 利用定員が61人以上70人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　421単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　314単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　219単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　195単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　176単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　527単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　393単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　274単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　243単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　220単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 633単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 472単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 327単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 291単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 264単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 738単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 550単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 381単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 339単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 307単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,026単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 764単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 530単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 471単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 426単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,054単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 786単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 544単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 484単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 438単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,115単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 847単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 605単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 545単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 499単位】   1. 利用定員が71人以上80人以下   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　413単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　309単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　214単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　191単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　173単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　515単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　384単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　267単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　237単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　215単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 618単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 461単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 319単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 285単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 257単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 720単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 538単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 372単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 331単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 300単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,000単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 745単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 516単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 459単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 415単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,027単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 766単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 529単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 471単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 425単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,088単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 828単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 590単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 532単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 487単位】   1. 利用定員が81人以上   ①所要時間3時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　408単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　306単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　211単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　189単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　171単位】  ②所要時間3時間以上4時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　510単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　381単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　264単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　235単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　212単位】  ③所要時間4時間以上5時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 611単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 456単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 315単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 283単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 254単位】  ④所要時間5時間以上6時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 713単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 532単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 367単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 329単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 297単位】  ⑤所要時間6時間以上7時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 991単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 739単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 510単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 457単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 411単位】  ⑥所要時間7時間以上8時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,017単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 759単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 523単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 470単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 423単位】  ⑦所要時間8時間以上9時間未満  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,078単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 821単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 584単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 531単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 485単位】  イ　共生型生活介護サービス費  □　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　 【 697単位】  □　共生型生活介護サービス費（Ⅱ） 【 859単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  ７．　適　・　否　・　該当なし   * サービス管理責任者配置等加算　　58単位   ○サービス管理責任者配置数　　　名  ○地域に貢献する活動の概要  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 報酬告示別表  第6の1 |
| ２　人員配置体制加算 | １　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護の単位において指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ１日につき所定単位数を算定しているか。    ア　人員配置体制加算（Ⅰ）…（1.5：1）に該当  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等（看護職員、作業療法士、理学療法士、生活支援員）の員数が、前年度の利用者数の平均値を１．５で除して得た数以上であること。  ※条件（以下の条件をいずれも満たした場合に算定できる。）  １　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合  (1)　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  ※「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。  (2)　常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。  ２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。  ３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。   イ　人員配置体制加算（Ⅱ）…（1.7：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を１．７で除した数以上であること。  ※条件（以下の条件をいずれも満たした場合に算定できる。）  １　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者数の合計数の100分の60以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。   ２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  ３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。   ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）…（2：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。  ※条件（以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。）  以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。  １　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合  (1) 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。  (2)常勤換算方法により、従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。  ２　指定障害者支援施設等で生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。  ３　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。   エ　人員配置体制加算（Ⅳ）…（2.5：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を2.5で除した数以上であること。  ※条件（以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。）  １　指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等で生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を2.5で除した数以上であること。  ２　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の前年度の利用者数の平均値を2.5で除した数以上であること。  ※留意事項  １　前年度の平均値は、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数（利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間３時間未満、所要時間３時間以上４時間未満、所要時間４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、所要時間５時間以上６時間未満、所要時間６時間以上７時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数とする。  この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。（前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第２以下を切り上げるものとする。）  ２　人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（第556号告示）第2号から第4号までに該当する者を除く。）につき算定することとする。  ３　新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。  ２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障がい福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　人員配置体制加算（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　 　　【321単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　　【263単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【245単位】  イ　人員配置体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【265単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　　【212単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【197単位】  ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【181単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　　【136単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【125単位】  エ　人員配置体制加算（Ⅳ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【 51単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　　【 38単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　　 　【 33単位】    ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第6の2 |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員等の配置が次の条件に該当して県に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届出し、サービスを提供した場合  　　(1)生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　(2)生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  ※留意事項  指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を算定することができる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第6の3 |
| ４　常勤看護職員等配置加算 | 看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　常勤換算方法で1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。) を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。（常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとする。）  ２　本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が5人以下　　　　　　　【32単位】  　□　利用定員が6人以上10人以下　 　【30単位】  　□　利用定員が11人以上20人以下 　 【28単位】  　□　利用定員が21人以上30人以下 　 【24単位】  　□　利用定員が31人以上40人以下　 【19単位】  　□　利用定員が41人以上50人以下　 【15単位】  　□　利用定員が51人以上60人以下 　 【11単位】  　□　利用定員が61人以上70人以下　 【10単位】  　□　利用定員が71人以上80人以下 　 【 8単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　 【 6単位】 | | 報酬告示別表  第6の3の2 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第6の4 |
| ６　高次脳機能障害者支援体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け障障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）  ３　届出等  (1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。  (2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  ４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第6の4の2 |
| ６　初期加算 | 事業所においてサービスを提供した場合に、指定生活介護等の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別支援加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。） | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第6の5 |
| ７　訪問支援特別加算 | 継続してサービスを利用する利用者が、連続して5日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置づけられた内容のサービスを提供するのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　□　所要時間1時間未満の場合  　□　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。  この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る生活介護計画の見直し等の支援をいう。  ３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は生活介護の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】  ○個別支援計画への記載の有無　　　　　有　・　無  ○事前の利用者からの同意の有無　　　　有　・　無  ○相談援助等の記録の有無　　　　　　　有　・　無 | | 報酬告示別表  第6の6 |
| ８　欠席時対応加算 | 通所による利用者が、生活介護の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合、従業者が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況や、引き続き生活介護の利用を促すなどの相談援助の内容を記録した場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】   　相談援助等の記録の有無　　　有　・　無 | | 報酬告示別表  第6の7 |
| ９　重度障害者支援加算 | １　以下の体制要件に適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。（指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。）  ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）  以下の要件に該当する指定生活介護事業所等において、２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合  ※要件  (1)人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算を算定している。  (2)当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものに限る。）として県に届け出ている  ※留意事項  １　指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。  ２　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。  イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出ている指定生活介護事業所等において、区分６に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合  ※留意事項  次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分６に該当し、かつ、第548 号告示の別表第2 に掲げる行動関連項目合計点数が10 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。  ア　指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。  イ　指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。  ウ　指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下この⑪において「基礎研修修了者」という。) であること。  エ　上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。  オ　イにおける実践研修修了者は、原則として週に1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、３月に１回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。  カ　ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。  キ　ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和７年３月３１日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。   1. 利用者に対する支援が1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。   (ｲ) (ｱ)の基礎研修修了者1 人の配置につき利用者5 人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4 時間程度は従事すること。  ウ　重度障害者支援加算（Ⅲ）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、区分４以上に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等をった場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。（重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない）  ※留意事項  重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10 点以上である利用者に対　し、指定生活介護を行った場合に算定する。  なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができない。  ア　指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。  イ　指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。  ウ　指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が基礎研修修了者であること。  エ　㈡のエからキの規定を準用する。  【重度障害者支援加算(Ⅱ)への上乗せ】  ２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出ている、重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  ※留意事項  中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに150 単位を加算することとしている。  この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1 回以上、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。  なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。  ３　重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。  ４　２の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  ※留意事項  ３と４については、当該加算の算定を開始した日から起算して180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とする。  【重度障害者支援加算(Ⅲ)への上乗せ】  ５　重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  ※留意事項  中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに150 単位を加算することとしている。  この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1 回以上、行動関連項目合計点数が18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。  なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。  ６　重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算しているか。  ７　５の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  ※留意事項  ６と７については、当該加算の算定を開始した日から起算して180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とする。 | 1. 適　・　否　・　該当なし   算定状況  □　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　【 50単位】  □　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　【360単位】  □　重度障害者支援加算（Ⅲ）　　【180単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし    【追加150単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし    【追加500単位】  ４．　適　・　否　・　該当なし  　【追加200単位】  ５．　適　・　否　・　該当なし    【追加150単位】  ６．　適　・　否　・　該当なし  　【追加400単位】  ７．　適　・　否　・　該当なし  　【追加200単位】 | | 報酬告示別表  第6の7の2 |
| 10　リハビリテーション加算  ［関係資料］  ・リハビリテーション実施計画  ・リハビリテーション実施計画の進捗状況・薬袋氏の状況がわかる資料  ・個別支援記録  ・個別支援計画  ・アセスメントの記録  ・リハビリテーションカンファレンスの記録 | ア　リハビリテーション加算（Ⅰ）  　　次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  (2)　リハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  (3)　リハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、見直していること。  (4)　障害者支援施設に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。  (5)　(4)以外の利用者については、事業所が必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。  イ　リハビリテーション加算（Ⅱ）  　　アの(1)から(5)までのいずれも満たすものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、アに規定する障がい者以外の障がい者であって、リハビリテーション計画がされているものに対して指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  ２　（３）により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。  ３　リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。  なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | | 報酬告示別表  第6の8 |
| 11　利用者負担上限管理加算 | 指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第6の9 |
| 12　食事提供体制加算  ［関係書類］  ・委託契約書等  ・管理栄養士又は栄養士による食事の提供に係る献立を確認していることが分かる資料  ・食事の提供記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録 | 指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 2. 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 3. 利用者ごとの体重又はＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。）をおおむね６月に１回記録していること。   ＢＭＩ＝体重（kg） / 身長（m）２  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額の合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第6の10 |
| 13　延長支援加  　算  ［関係書類］  ・運営規定  ・支援記録 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業者等において、利用者（施設入所者を除く）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  1　所要時間８時間以上９時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話を行った場合に、1 日の所要時間の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。    (1)ここでいう所要時間は、個別支援計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  (2)延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を１名以上配置していること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　9時間以上10時間未満の場合 　 【100単位】  　□　10時間以上11時間未満の場合 　【200単位】  　□　11時間以上12時間未満の場合　 【300単位】  □　12時間以上　　　　　　　　　 【400単位】 | | 報酬告示別表  第6の11 |
| 14　送迎加算  ［関係書類］  ・送迎（運行）簿等  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、その居宅等と生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。  ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当   1. 原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上) 2. 週３回以上の送迎を行っている。   　※留意事項  1　多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。  ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。  ２　居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。  ３　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所等又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。  ４　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  　また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となること。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておくこと。  ２　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上あるものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、送迎を行った場合、さらに片道につき28単位を加算しているか。  　※留意事項  　　「これに準ずる者」とは、、区分4 以下であって、行動関連項目合計点数が10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。  ３　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則として一の事業所として扱う。  ２　当該所定単位数は、報酬告示第6 の12 の注2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  ３　指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設とは、具体的には、一体的な建築物として、当該障害者支援施設の1階部分に指定生活介護事業所等がある場合や当該障害者支援施設と渡り廊下でつながっている場合、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで当該障害者支援施設と指定生活介護事業所が隣接する場合などが該当するものであること。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ○送迎に係る外部事業者への委託の有無：　　有　・　無  ○他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させている事例の有無：　　　　　　　　　　　　有　・　無  ２．　適　・　否　・　該当なし  【片道28単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第6の12 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用支援加算  ［関係書類］  ・当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)の支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定生活介護事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議  (ⅲ)　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。    ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置していることを県に届け出た指定障害者支援施設等において加算する。  ２　市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ○当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録の有無  　有　・　無  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第6の13 |
| 16　就労移行支援体制加算 | 指定生活介護等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき、当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  ２　生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定生活介護等を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  また、過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、県知事が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【42単位】  　□　利用定員が21人以上30人以下　 【20単位】  　□　利用定員が31人以上40人以下　 【18単位】  　□　利用定員が41人以上50人以下　 【14単位】  　□　利用定員が51人以上60人以下　 【10単位】  □　利用定員が61人以上70人以下　 【 8単位】  □　利用定員が71人以上80人以下　 【 7単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の2 |
| 17　入浴支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。  ２　入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　入浴支援加算　　　　　　【80単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の3 |
| 18　喀痰吸引等実施加算  ［関係書類］  ・認定特定行為業務従事者の登録状況がわかる資料  ・支援記録 | 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　喀痰吸引等実施加算　　　【30単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の4 |
| 19　栄養スクリーニング加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング（以下、「栄養スクリーニング」という。）は、通所の利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握すること。  ２　栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について次に掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に対し、提供すること。なお、栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知するので参照されたい。  ア BMI  イ 体重変化割合  ウ 食事摂取量  エ その他栄養状態リスク  ３　栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。  ４　栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供が必要だと判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　栄養スクリーニング加算　　【5単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の5 |
| 20　栄養改善加算 | 次の⑴から⑷までの要件いずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（栄養改善サービス）を行った場合、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に２回を限度として所定単位数を算定しているか。  ⑴ 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を１名以上配置していること。  ⑵ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。  ⑶ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。   1. 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。   ※留意事項  １　当該事業所の職員として、又は外部（医療機関、障害者支援施設等（常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行うものであること。  ２　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。  ア BMI  イ 体重変化割合  ウ 食事摂取量  エ その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者  なお、次のような問題を有する者については、上記アからエまでのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。  ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題  ・ 生活機能の低下の問題  ・ 褥瘡に関する問題  ・ 食欲の低下の問題  ３　栄養改善サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされる。  ア　利用者ごとの栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。  イ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、生活支援員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。  ウ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。  エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。  オ　利用者の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する相談支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。  ４　おおむね３月ごとの評価の結果、３のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　栄養改善加算　　【200単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の6 |
| 21　緊急時受入加算  ［関係書類］  ・市町村からの通知書  ・個別支援記録  ・勤務体制一覧表 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第6の13の7 |
| 22　集中的支援加算  ［関係資料］  ・アセスメントの記録  ・拠点関係機関との連携担当者  ・集中的支援実施計画  ・個別支援記録  ・利用者又はその家族への説明書等  ・同意書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  1　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  (1)本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  (2)集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定生活介護事業所等のアセスメントを行うこと。  イ　広域的支援人材と指定生活介護事業所等の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該生活介護事業所等とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと  ウ　指定生活護事業所等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  エ　指定生活介護事業所等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること  オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  (3)当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  (4)集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。  (5)指定生活介護事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。  ２　広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の8 |

| 第５－４　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　機能訓練サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　指定自立訓練（機能訓練）事業所等に利用者を通所させて、指定自立訓練（機能訓練）を提供した場合又は指定施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練（機能訓練）を提供した場合、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  イ　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のいずれかの職種の者（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く）が、自立訓練（機能訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合、個別支援計画に位置付けられた内容の指定自立訓練等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   　※留意事項  　「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 住宅改修に関する相談援助  エ その他必要な支援  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　　厚生労働大臣が定める従業者が、視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）  イ　国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修（国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施していた同党の内容の研修を含む。）  ウ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  ウ　共生型機能訓練サービス費  　共生型自立訓練（機能訓練）事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  共生型機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、指定障害福祉サービス基準第162条の3に規定する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。  ２　機能訓練サービス費（Ⅰ）及び共生型機能訓練サービス費について、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。  〔特別地域加算〕  ３　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、当該利用者の居宅を訪問して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める地域（一部）  　　特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など  ４　共生型機能訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして県に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ※留意事項  地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 | １．算定状況  ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【819単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　【732単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　【695単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　【667単位】  　□　利用定員が80人以上　　　　　 【629単位】  イ　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　□　所要時間1時間未満　　　　　　【265単位】  　□　所要時間1時間以上　　　　　　【606単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練　【779単位】  ウ　共生型機能訓練サービス費　　　　【721単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし    【追加58単位】 | | 報酬告示別表  第10の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員の配置が次の条件に該当して県に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  　ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所でサービスを提供した場合  　イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所でサービスを提供した場合  　ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第10の1の2 |
| ３　ピアサポート実施加算 | 次の（１）及び（２）のいずれにも該当するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと県が認める者である従業者であって、（１）に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月に所定単位数を加算しているか。  (1) 法第78条第３項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。  (2) ⑴に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  ※留意事項  （一）　当該加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する自立訓練（機能訓練）事業所に  おいて、イの(ｱ)に掲げる者が、その経験に基づき、利用者に対して、ピアサポーターとしての  支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算して  いるか。    　　　ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）又は共生型機能訓練サービス費を算定していること。  　　　イ　当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した者（障害者ピアサポート研修修了者）をそれぞれ配置していること。  　　　(ｱ)　 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者  　　 （ｲ）　当該自立訓練（機能訓練）の従業者  　　　ウ　上記イの者により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  （二）　研修の要件  　　　　「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。  （三）　障害者等の確認方法  　　　　当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。  　　　　ア　身体障害者  　　　　　　身体障害者手帳  　　　　イ　知的障害者  　　　　　(ｱ)療育手帳  (ｲ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求め  て確認する。  　　　　ウ　精神障害者  　　　　　　次のいずれかの証書類により確認する。（これらに限定されるものではない。）  　　　　　(ｱ)精神障害者保健福祉手帳  　　　　　(ｲ)精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書  　　　　　　 類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  　　　　　(ｳ)精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  　　　　　(ｴ)自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)  　　　　　(ｵ)医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ＩＣＤ-10 コードを記載するな  ど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等  　　　　エ　難病等対象者  　　　　　　医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載され  ている難病医療費助成の却下通知等  　　　　オ　その他都道府県が認める書類又は確認方法  （四）配置する従業者の職種等  　　ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含まれる。  　　イ　㈠のイの(ｲ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該自立訓練（機能訓練）事業所に  おけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。  　　ウ　いずれの者の場合も、当該自立訓練（機能訓練）事業所と雇用契約関係(雇用形態は問わない)  にあること。  （五）ピアサポーターとしての支援について  　　　ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上の  ために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能  又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定  すること。  （六）届出等  　　　当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要が  あること。また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。  なお、作成した記録は５年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出  しなければならない。 | 適　・　否　・　該当なし　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第10の1の3 |
| ４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定自立訓練（機能訓練９等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第10の２ |
| ５　高次脳機能障害者支援体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け障障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）  ３　届出等  (1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。  (2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  ４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第10の2の2 |
| ６　初期加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所において指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別支援加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別支援加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。） | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の3 |
| ７　欠席時対応加算 | 通所による利用者が自立訓練（機能訓練）の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況や、引き続き自立訓練（機能訓練）の利用を促すなどの相談援助の内容を記録した場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】   　　　　相談援助等の記録の有無　　有　・　無 | | 報酬告示別表  第10の4 |
| ８　リハビリテーション加算  ［関係資料］  ・リハビリテーション実施計画  ・リハビリテーション実施計画の進捗状況・薬袋氏の状況がわかる資料  ・個別支援記録  ・個別支援計画  ・アセスメントの記録  ・リハビリテーションカンファレンスの記録 | ア  リハビリテーション加算（Ⅰ）  　　次の(1)から(5)のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 様々な職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。 2. リハビリテーション実施計画に従い、サービスを提供し、その状況を記録していること。 3. リハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、見直ししていること。 4. 障害者支援施設利用者について、関係する職種の職員に日常生活上の留意点等情報を伝達していること。 5. (4)に掲げる利用者以外については、事業所間で日常生活上の留意点等情報を伝達していること。 6. 当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。   イ  リハビリテーション加算（Ⅱ）  　　アの(1)～(5)のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、リハビリテーション加算（Ⅰ）に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション計画がされているものに対して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　　利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | | 報酬告示別表  第10の4の2 |
| ９　利用者負担上限額管理加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □　利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第10の5 |
| 1０　食事提供体制加算  ［関係書類］  ・委託契約書等  ・管理栄養士又は栄養士による食事の提供に係る献立を確認していることが分かる資料  ・食事の提供記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 2. 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 3. 利用者ごとの体重又はＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。）をおおむね６月に１回記録していること。   ＢＭＩ＝体重（kg） / 身長（m）２  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額の合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定自立訓練（機能訓練）事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の６ |
| 11　送迎加算  ［関係書類］  ・送迎（運行）簿等  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、その居宅等と自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。  ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当   1. 原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上) 2. 週３回以上の送迎を行っている。   　※留意事項  1　多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。  ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。  ２　居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。  ３　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所等又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。  ４　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  　また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となること。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておくこと。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則として一の事業所として扱う。  ２　当該所定単位数は、報酬告示第6 の12 の注2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  ３　指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設とは、具体的には、一体的な建築物として、当該障害者支援施設の1階部分に指定生活介護事業所等がある場合や当該障害者支援施設と渡り廊下でつながっている場合、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで当該障害者支援施設と指定自立訓練（機能訓練）事業所が隣接する場合などが該当するものであること。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ○送迎に係る外部事業者への委託の有無：　　有　・　無  ○他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させている事例の有無：　　　　　　　　　　　　有　・　無  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第10の7 |
| 12　障害福祉サービスの体験利用支援加算  ［関係書類］  ・当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)の支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定生活介護事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議  (ⅲ)　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。    ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置していることを県に届け出た指定障害者支援施設等において加算する。  ２　市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ○当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録の有無  　有　・　無  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第10の8 |
| 13　社会生活支援特別加算 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  施設基準  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  ①　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  　　②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有  する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の2 |
| 14　就労移行支援体制加算 | 指定自立訓練（機能訓練）を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓錬（機能訓練）等を行った場合に、１日につき、当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た単位数単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該自立訓練（機能訓練）を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には自立訓練（機能訓練）等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  ２　自立訓練（機能訓練）を経て企業等に雇用された後、自立訓練（機能訓練）の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合は、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  また、過去３年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、県知事が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。  。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【57単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【14単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【10単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の3 |
| 15　緊急時受入加算  ［関係書類］  ・市町村からの通知書  ・個別支援記録  ・勤務体制一覧表 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第10の8の4 |
| 16　集中的支援加算  ［関係資料］  ・アセスメントの記録  ・拠点関係機関との連携担当者  ・集中的支援実施計画  ・個別支援記録  ・利用者又はその家族への説明書等  ・同意書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  1　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  (1)本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  (2)集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  ア　地域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定自立訓練（機能訓練）事業所等のアセスメントを行うこと。  イ　広域的支援人材と指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該自立訓練（機能訓練）事業所等とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと  ウ　指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  エ　指定自立訓練（機能訓練）事業所等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること  オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  (3)当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  (4)集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。  (5)指定自立訓練（機能訓練）事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。  ２　広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の5 |

| 第５－５　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　生活訓練サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  　ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者を通所させ、又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。    　イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して指定生活訓練を行った場合に、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けられた標準的な時間で算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   ※留意事項  「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助  エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助  オ その他必要な支援  ※　ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となる。  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　厚生労働大臣が定める従業者が、視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいう。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ　社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  　ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）･･･　指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所で、標準利用期間が2年とされる利用者に、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  　　（具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  ２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅲ）及び当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。  　エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）…指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定生活訓練事業所で、標準利用期間が3年とされる利用者に、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  （具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  　２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅳ）及び当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。    ３　長期入院・入所者、長期の引きこもりにより社会経験が乏しい者、発達障がい者など、2年間では十分な成果が得られないと認められる者について算定する。  　オ　共生型生活訓練サービス費  　　次のいずれかに該当する利用者を、介護保険法による指定通所介護事業所等に通所させて、指定自立訓練（生活訓練）を提供した場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※介護保険法による指定通所介護事業所等  　　指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  ２　共生型生活訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして県に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ※留意事項  地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。  ３　地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。  ４　特別地域加算  　　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、当該利用者の居宅を訪問して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める地域（一部）  　　特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など  ５　身体拘束未実施減算  指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。 | １．算定状況  ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　　 【776単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 　【693単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 　　【659単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 　　【633単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　 　 【595単位】  イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  □　所要時間1時間未満の場合　　　　　　【265単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　　　　　【606単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練の場合　【779単位】  ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）  　□　利用期間が2年間以内の場合　　　　　【281単位】  　□　利用期間が2年間を超える場合　　　　【170単位】  エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）  □　利用期間が３年間以内の場合　　　　　【281単位】  　□　利用期間が３年間を超える場合　　　　【170単位】  オ　□ 共生型生活訓練サービス費　 　　　　【690単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  　　【追加58単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第11の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員の配置が次の条件に該当して県に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【15単位】（宿泊型10単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）【10単位】（宿泊型 7単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）【 6単位】（宿泊型 4単位） | | 報酬告示別表  第11の1の2 |
| 3　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定自立訓練（生活訓練９等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第11の２ |
| 4　高次脳機能障害者支援体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け障障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）  ３　届出等  (1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。  (2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  ４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第11の2の2 |
| 5　初期加算 | 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別支援加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別支援加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。）  　５　宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、宿泊型自立訓練の利用を開始した日から30日の間算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の3 |
| 6　欠席時対応加算 | 通所による利用者が生活訓練の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況や、引き続き生活訓練の利用を促すなどの相談援助の内容を記録した場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第11の4 |
| 7　医療連携体制加算 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）に訪問させ、当該看護職員が利用者１名に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。    イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護をを行った場合に、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、　医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。  オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位を算定しているか。  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者に対しては、算定しない。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定自立訓練（生活訓練）事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定自立訓練（生活訓練）事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定自立訓練（生活訓練）事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  　　□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  　　□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  　オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  　カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の2 |
| 8　個別計画訓練支援加算 | ア　個別計画訓練支援加算（Ⅰ）  　次の基準のいずれも満たすものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第１における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。  (2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  (3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。  (5)(4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること.  (6)当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。  イ　個別計画訓練支援加算（Ⅱ）  　当該加算については、上記⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、アの個別計画訓練支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  ※留意事項  　１　個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  　２　３により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。  　３　個別計画訓練支援加算については、以下アからエの手順で実施すること。  　　ア　利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあたっては、第556 号告示第10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。）が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　イ　個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね２週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとすること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　　　なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。  　　ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。  　　エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。 | ア　個別計画訓練支援加算（Ⅰ）  　　適　・　否　・　該当なし   * 個別計画訓練支援加算（Ⅰ）　【47単位】   イ　個別支援計画訓練支援加算（Ⅱ）  　　適　・　否　・　該当なし   * 個別計画訓練支援加算（Ⅱ）　　【19単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の3 |
| 9　短期滞在加  　算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者（生活訓練サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を受けている者を除く。）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ア　短期滞在加算（Ⅰ）  <厚生労働大臣が定める施設基準>  (1) 居室の定員が４人以下であること。  (2) 居室のほか、次のアからエに掲げる設備を有していること。  　　　ア　浴室  　　　イ　洗面設備  　　　ウ　便所  　　　エ　その他サービスの提供に必要な設備  (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。  (4) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置（夜勤）されていること。  ※夜間の時間帯を通じて生活支援員が１人以上配置されている場合に算定する。  イ　短期滞在加算（Ⅱ）  <厚生労働大臣が定める施設基準>  　　(1) 上記１の(1)から(3)に掲げる施設基準を満たしていること。  　　(2) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が１人以上配置されていること。  ※夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が１人以上配置されている場合に算定する。  ※留意事項  指定自立訓練（生活訓練）利用者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合に算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　短期滞在加算（Ⅰ）　　【180単位】  　□　短期滞在加算（Ⅱ）　　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の5 |
| 10　地域生活移行個別支援特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  　厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※施設基準  　(1)基準上配置すべき生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置する。  　(2)社会福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置され、指導体制が整えられていること。  　(3)従業者に対して医療観察法等に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障がい者に関する研修が年1回以上行われていること。  　(4)保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。  ※対象者の要件  医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいう。  なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域生活移行個別支援特別加算　【670単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の9 |
| 11　利用者負担上限額管理加算 | 指定生活訓練事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に月所定単位数を算定しているか。    　※　次に該当する場合には加算は算定できない。  　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第11の6 |
| 12　食事提供体制加算  ［関係書類］  ・委託契約書等  ・管理栄養士又は栄養士による食事の提供に係る献立を確認していることが分かる資料  ・食事の提供記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録 | 指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 2. 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 3. 利用者ごとの体重又はＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。）をおおむね６月に１回記録していること。   ＢＭＩ＝体重（kg） / 身長（m）２  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額の合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定自立訓練（生活訓練）事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の7 |
| 13　精神障害者退院支援施設加算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床に概ね１年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、１日につき所定所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  　　※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  　　※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～６と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の8 |
| 14　看護職員配置加算 | ア　看護職員配置加算（Ⅰ）  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算で1以上配置しているものとして県に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  イ　看護職員配置加算（Ⅱ）  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるため、看護職員を常勤換算で1以上配置しているものとして県に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　看護職員配置加算（Ⅰ）　【18単位】  □　看護職員配置加算（Ⅱ）　【13単位】 | | 報酬告示別表  第11の10 |
| 15　送迎加算  ｛関係書類｝  ・運行記録 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た場合、居宅等と自立訓練（生活訓練）事業所の間を適切に送迎を行った利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第11の11 |
| 16　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)　体験的な利用支援の利用日に当該指定自立訓練（生活訓練）事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)　以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  　　①　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整   1. ①を踏まえた今後の方針の協議 2. 利用者に対する相談援助   ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  体験利用の日においては、当該加算以外の指定自立訓練（生活訓練）に係る基本報酬は算定不可  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第11の12 |
| 17　社会生活支援特別加算 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（生活訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（生活訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  施設基準  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  ①　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  ②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有す  る者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の2 |
| 18　就労移行支援体制加算 | 自立訓練（生活訓練）を受けた後就労（就労継続支援Ａ型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき当該自立訓練（生活訓練）のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  ２　自立訓練（生活訓練）を経て企業等に雇用された後、自立訓練（生活訓練）の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  また、過去３年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、県知事が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【54単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【24単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【13単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【 9単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の3 |
| 19　緊急時受入加算  ［関係書類］  ・市町村からの通知書  ・個別支援記録  ・勤務体制一覧表 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第11の12の4 |
| 20　集中的支援加算  ［関係資料］  ・アセスメントの記録  ・拠点関係機関との連携担当者  ・集中的支援実施計画  ・個別支援記録  ・利用者又はその家族への説明書等  ・同意書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  1　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  (1)本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  (2)集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  ア　地域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定自立訓練（生活訓練）事業所等のアセスメントを行うこと。  イ　広域的支援人材と指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該自立訓練（生活訓練）事業所等とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと  ウ　指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  エ　指定自立訓練（生活訓練）事業所等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること  オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  (3)当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  (4)集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。  (5)指定自立訓練（生活訓練）事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。  ２　広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の5 |

| 第５－６　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労移行支  援サービス費 | １　就労移行支援サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定就労移行支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）  　　就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）又は指定障害者支援施等（認定指定障害者支援施設を除く。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び県に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※就労定着者の割合  当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。  ただし、認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。  ※留意事項  １　利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した日の前日(通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日)まで算定が可能。（利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照）  ２　通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。    ３　就労移行支援サービス費（Ⅰ）は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。  ４　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中（就職した日から６月）において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。（就労移行支援サービス費（Ⅱ）においても同様）  　　ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者とすること。具体的には、労働時間の延長の場合は、就労移行支援の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。  ５　指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から２年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。  ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から１年以上２年未満の間は、注３の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる。  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）  認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。  また、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。  ２　認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から３年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が５年である場合は５年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。  ※新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について  １　新規指定の就労移行支援事業所等において、２年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。  ただし、２年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。  ２　３年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「２年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を初年度及び２年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。  ３　年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから２年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。  ただし、支援の提供開始から２年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から１年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が６月に達した者の数を当該１年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。  ４　支援の提供を開始してから２年（24月）経過した日の属する月から当該年度の３月までの就労定着者の割合については、「１年目（１月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から２年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を１年目の利用定員及び２年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。  （計算例）令和２年４月１日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が０人、２年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の３年度目（令和４年度）における就労定着者の割合  （（20人×30／100）＋10人）／（20人＋20人）＝0.4  就労定着者の割合→100分の40  ５　新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、３年間（修業年限が５年である場合は５年間）は就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。  ※指定就労移行支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  指定就労移行支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　　　１　施設外支援  　　　２　施設外就労  　　１、２の内容及び報酬の算定は下記留意事項のとおり。  ※留意事項  　　　１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　　　(1) 要件  　　　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　　　(2) 報酬の算定期間  　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　　　(3) その他  　　　　居宅において就労移行支援及び就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外  　　　２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  ア　施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。  イ　施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。  ウ　施設外就労の提供が、当該指定障がい福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。  エ　施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。  オ　緊急時の対応ができること。    ２　地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否  算定状況  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,210単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【1,020単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【 879単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　719単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　569単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　519単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　　【　479単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,055単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　881単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　743単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　649単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　524単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　466単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　432単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,023単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　857単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　711単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　614単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　515単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　446単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　413単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【 968単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　816単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　664単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　562単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　494単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　418単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　387単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【 935単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　779単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　625単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　516単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　478単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　392単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　364単位】  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  □　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【756単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【644単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　　　　【553単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　　　　【468単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  　　　　【381単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。） 　　　　　　　 【348単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合 　　　　 【323単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【699単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【587単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【495単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【433単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【351単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【313単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【291単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【665単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【560単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【464単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【402単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【338単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【295単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【272単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【658単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【554単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【453単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【384単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【338単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【286単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【266単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【653単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【545単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【439単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【363単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【337単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【277単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【258単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第12の1 |
| 2　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の2 |
| 3　高次脳機能障害者支援体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定施設入所支援等を行った場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け障障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）  ３　届出等  (1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。  (2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  ４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の3 |
| 4　初期加算 | 事業所において指定障害福祉サービスを行った場合に、当該指定障害サービスの利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  ２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  ３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。  　５　通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労移行支援を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労移行支援事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の4 |
| 5　訪問支援特  別加算 | 継続してサービスを利用する利用者が、連続して5日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置づけられた内容のサービスを提供するのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　□　所要時間1時間未満の場合  　□　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。  この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援をいう。  ３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は就労移行支援の利用後、再度5日間以上連続して指定就労移行支援の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】  ○就労移行支援計画への記載の有無　　有　・　無  ○事前の利用者からの同意の有無　　　有　・　無  ○相談援助等の記録の有無　　　　　　有　・　無 | | 報酬告示別表  第12の5 |
| 6　利用者負担  上限管理加算 | 指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □ 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第12の6 |
| 7　食事提供体制加算  ［関係書類］  ・委託契約書等  ・管理栄養士又は栄養士による食事の提供に係る献立を確認していることが分かる資料  ・食事の提供記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録 | 指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 2. 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 3. 利用者ごとの体重又はＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。）をおおむね６月に１回記録していること。   ＢＭＩ＝体重（kg） / 身長（m）２  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額の合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の7 |
| 8　精神障害者  退院支援施設  加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね１年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、１日につき所定単位数を、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  　　※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  　　※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～６と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第12の8 |
| 9　福祉専門職  員配置等加算 | 生活支援員等の配置が次の条件に該当して県に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第12の9 |
| 10　欠席時対応  加算 | 通所による利用者が、就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合、従業者が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第12の10 |
| 11　医療連携体  制加算 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者１名に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。    イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護をを行った場合に、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、　医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。  オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位を算定しているか。  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者に対しては、算定しない。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定就労移行支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定就労移行支援事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定就労移行支援事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  オ□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  カ□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第12の11 |
| 12　就労支援関  係研修修了加  算 | 就労支援員に関し就労支援に従事する者として１年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　当該事業所における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から１年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから２年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。  ２　「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての１年以上の実務経験を指すものとする。  (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務  (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務  (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務  ３　「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。  ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第１項第２号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している「就労支援員対応型就業支援基礎研修」を指すものであること。  イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という。）第20条の２の３第２項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと（平成26年度以前に実施された第１号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第１号職場適応援助者養成研修を含む）。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。  (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修  (イ) 促進法施行規則20条の２の３第３項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修）  (ウ) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第６項第１号イ及びロ並びに同項第２号イ⑴及び⑵に掲げる研修  ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年５月10日付障発0510第５号）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労支援関係研修修了加算　【6単位】 | | 報酬告示別表  第12の12 |
| 13　移行準備支  援体制加算 | 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の⑴又は⑵のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合  (2)求職活動等にあっては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に規定する地域障害者職業者職業センターをいう。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）に職員が同行して支援を行った場合  ※留意事項  １　「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 企業及び官公庁等における職場実習  イ アに係る事前面接、期間中の状況確認  ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学  エ その他必要な支援  ２　「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア ハローワークでの求職活動  イ 地域障害者職業センターによる職業評価等  ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等  エ その他必要な支援  ３　１又は２については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。 | 適　・　否　・　該当なし  □　移行準備支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の13 |
| 14　送迎加算  ｛関係書類｝  ・運行記録 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た場合、居宅等と就労移行支援事業所等の間を適切に送迎を行った利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。  　ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①　原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  ②　週３回以上の送迎を行っている。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．①　適　・　否　・　該当なし  ②算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第12の14 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用支援加算  ［関係書類］  ・当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　指定障害者支援施設等において、指定就労移行支援等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)の支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労移行支援事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議  (ⅲ)　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。    ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置していることを県に届け出た指定障害者支援施設等において加算する。  ２　市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ○当該利用者の状況、当該支援の内容等の記録の有無  　有　・　無  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第12の15 |
| 16　通勤訓練加  　算 | 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算する。  ２　「専門職員」とは、アからオに掲げる研修等を受講した者をいう。  ア 　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ 　社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　 廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　 廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 | 適　・　否　・該当なし   * 通勤訓練加算　【800単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の2 |
| 17　在宅時生活  支援サービス  加算 | 居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の3 |
| 18　社会生活支  援特別加算 | 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    　※施設基準  　１　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。   1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること   ②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ４　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他の関係機関との協力体制が整えられていること。  ※対象者（H18厚労告556・第9号）  心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずる者  ※留意事項  １　対象者の要件   1. 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援事業所等を利用することになった者 2. 矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援等を利用することになった場合、指定就労移行支援等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。   ２　施設要件  　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　研修の開催  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ４　支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によし、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労移行支援計画等の作成  イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ 日常生活や人間関係に関する助言  エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ 日中活動の場における緊急時の対応  カ その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の4 |
| 19　地域連携会議実施加算 | ア　地域連携会議実施加算（Ⅰ）  　　指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共  職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援  事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開  催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容  及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対  して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与に  ついて検討を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（イを算定している場合にあっ  ては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。  イ　地域連携会議実施加算（Ⅱ）  　　指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により  構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者  以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な  見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行  った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に  、１月につき１回、かつ、１年につき４回（アを算定している場合にあっては、その回数を含む。）  を限度として、所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。  ア ハローワーク  イ 障害者就業・生活支援センター  ウ 地域障害者職業センター  エ 他の就労移行支援事業所  オ 特定相談支援事業所  カ 利用者の通院先の医療機関  キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村  ク 障害者雇用を進める企業  ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等  ２　ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ３　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、３月に１回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。  ４　就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算  （Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。  　　　ア　サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状  況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な  便宜の供与について検討を行った  　　　　イ　サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席し  て就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対  して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サー  ビス管理責任者に対しその結果を共有した場合 | ア　適　・　否　・　該当なし   * 地域連携会議実施加算（Ⅰ）　【583単位】   イ　適　・　否　・　該当なし   * 地域連携会議実施加算（Ⅱ）　【408単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の5 |
| 20　緊急時受入加算  ［関係書類］  ・市町村からの通知書  ・個別支援記録  ・勤務体制一覧表 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第12の15の6 |
| 21　集中的支援加算  ［関係資料］  ・アセスメントの記録  ・拠点関係機関との連携担当者  ・集中的支援実施計画  ・個別支援記録  ・利用者又はその家族への説明書等  ・同意書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  1　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  (1)本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  (2)集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定就労移行支援事業所等のアセスメントを行うこと。  イ　広域的支援人材と指定就労移行支援事業所等の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該就労移行支援事業所等とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと  ウ　指定就労移行支援事業所等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  エ　指定就労移行支援事業所等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること  オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  (3)当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  (4)集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。  (5)指定就労移行支援事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。  ２　広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の7 |

| 第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ｂ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労継続支援Ｂ型サービス費 | １　就労継続支援Ｂ型サービス費  年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労継続支援Ｂ型、指定基準該当就労継続支援Ｂ型若しくは指定障害者支援施設において、就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  （１）就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県へ届け出た定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定しているか。  　　　ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）  　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で除して得た数以上  　　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）  　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く）。  ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）  　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び（Ⅱ）を算定している場合を除く）。  ※前年度の平均工賃月額の算出方法について  　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。  　　(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。  (イ) 前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出  （算定式）前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数  (ウ) 前年度における工賃支払総額（ｱ）÷前年度における開所日１日当たりの平均利用者数（ｲ）÷  12 月　により、１人当たり平均工賃月額を算出  　※平均工賃月額算出する上での留意事項  　　○重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、上記により算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。  　　〇なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、8 割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。  ※以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。  　　・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法（昭和22 年法律第118 号）適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合。  　　・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると県が認めた場合。  （２）就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県へ届け出た定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定しているか。（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ) 、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定している場合を除く）。  ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）  　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で除して得た数以上である。  エ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）  　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している場合を除く）。  　　 オ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）  　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は（Ⅴ）を算定している場合を除く）。  （３）基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費  社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）及び生活保護法（昭和25 年法律  第144 号）に規定する授産施設利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定しているか。  オ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費  次の算式により算定した数と、イの⑴から⑸までに掲げる利用定員及び平均工賃月額に応じ、それぞれイの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単とのいずれか少ない単位数を算定しているか。  （算式（略））  ２　地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当す  る単位数を算定しているか。  ３　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について  （１）新規に指定を受けた場合  就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援サービス費（Ⅲ）の算定に当たって、新規指定後の初年度の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合とみなし基本報酬を算定しているか。  （２）年度途中に指定された場合  初年度及び２年度目の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定しているか。ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。  ※就労継続支援Ｂ型の対象者  就労継続支援Ｂ型については、次のいずれかに該当する者が対象となる。  １　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者  ２　50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者  ３　１及び２のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者  ４　通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に  必要とするもの  　　※指定就労継続支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  　　　指定就労継続支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　　１　施設外支援  　　２　施設外就労  　　　※１、２の内容及び報酬の算定は以下のとおり。    　　※１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について  事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　　　(1)要件  　　　　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　　　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　　　(2)報酬の算定期間  　　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　　　(3)その他  　　　　　居宅において就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外    ※２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について  企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  ア　施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。  イ　施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。  ウ　施設外就労の提供が、当該指定障がい福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。  エ　施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。  オ　緊急時の対応ができること。  【短時間利用減算】（令和６年４月１日から適用）  ４　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）については、前３月における利用者のうち、 指定就労  継続支援Ｂ型等の平均利用時間（前３月において利用者が事業所の利用した時間の合計時間を利用者  が事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が４時間未満の利用者の占める割合が100分の  50以 上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算してい  るか。  ※短時間利用減算の取扱いについて  　ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4 時間未満の利用者の割合の算定から除  く。なお、利用時間が4 時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長の  ための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除  く。  ウ 算定される単位数は、所定単位数の100 分の70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算が  なされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | １．算定状況  ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【837単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【805単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【758単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【738単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【726単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【703単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【673単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【590単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【746単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【717単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【676単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【660単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【637単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【624単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【600単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【526単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【700単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【674単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【636単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【620単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【600単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【586単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【563単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【494単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【688単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【662単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【625単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【609単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【589単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【575単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【553単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【485単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【666単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【640単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【605単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【590単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【570単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【557単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【535単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【468単位】  イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【748単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【716単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【669単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【649単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【637単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【614単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【584単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【537単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【666単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【637単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【596単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【580単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【557単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【544単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【520単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【478単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【625単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【599単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【561単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【545単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【525単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【511単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【488単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【449単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【614単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【588単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【551単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【535単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【515単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【501単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【479単位】  □　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　【440単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【594単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【568単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【533単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【518単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【498単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【485単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【463単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【425単位】  ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【682単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【653単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【611単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【594単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【572単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【557単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【532単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【490単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【609単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【584単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【547単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【532単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【511単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【497単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【475単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【438単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【564単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【541単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【508単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【493単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【474単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【461単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【441単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【405単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【554単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【530単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【498単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【483単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【465単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【452単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【432単位】  □　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　【397単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【535単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【512単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【480単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【467単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【449単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【437単位】  □　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【417単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【384単位】  エ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）  □　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【584単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【519単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【488単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【479単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【462単位】  オ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）  □　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【530単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【471単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【443単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【434単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【419単位】  カ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）  □　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【484単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【430単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【398単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【390単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【376単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第14の1 |
| ２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいがある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  　1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じた数とする。（Ⅱ）においても同じ。）が当該サービスの利用者の数に100分の50を乗じた数以上である。  ２　視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加え、常勤換算方法で利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である利用者の数が利用者数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置している。。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）　【41単位】 | | 報酬告示別表  第14の2 |
| ３　高次脳機能障害者支援体制加算 | 高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を指定基準に加え、常勤換算方法で事業所に 50：１以上配置した上で、その旨を公表している場合に、１日につき算定しているか。  ※留意事項  １　研修の要件  高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」  （令和６年２月19日付け障障発0219第１号・障精発0219第１号厚生労働省社会・援護局障害保  健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき県が実施する研修をいい、「これに  準ずるものとして県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。  ２　高次脳機能障害者の確認方法について  加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能  障害の診断の記載があることを確認する方法による こと。  (１)障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  (２)精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  (３)その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）    ３　届出等  当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があるこ  と。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、  その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  【多機能事業所の取り扱い】  　４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービ  スの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上で  あり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされて  いれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □ 高次脳機能障害者支援体制加算　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第14の２の２ |
| ４　就労移行支援体制加算 | 就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労（就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（過去３年間において、事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、県が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。）が前年度に１人以上いるものとして県に届け出た事業所においてサービスを行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)  就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合  イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)  　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合  ウ　就労移行支援体制加算(Ⅲ)  　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)を算定している場合  エ　就労移行支援体制加算(Ⅳ)  　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している場合  　※留意事項  １　「就労」とは、企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。  　　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具  体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ｂ型等の終了日の翌日、休職からの復職  の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に  限り、就労定着者として取り扱うこととする。  ２　就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から６月(就職した日から6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後から6 月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援Ａ型事業所において就労継続支援Ａ型を受けた場合は、当該就労継続支援Ａ型を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  ３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  例えば、令和５年10月１日に就職した者は、令和６年３月31日に６月に達した者となる。  また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者であり、例えば、令和5 年10 月1 日に就職した後、労働時間の延長のために令和5 年12 月31 日まで当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、令和6 年6 月30 日に6 月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【93単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【86単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【79単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【72単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【65単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【58単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【51単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【48単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【49単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【44単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【40単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【36単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【32単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【28単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【23単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【22単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【35単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【31単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【28単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【24単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【21単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【18単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【14単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【13単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【22単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【20単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【17単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【15単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【11単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 8単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 7単位】  イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【90単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【83単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【76単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【69単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【62単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【55単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【48単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【45単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【48単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【43単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【39単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【35単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【31単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【27単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【22単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【21単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【34単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【30単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【27単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【23単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【20単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【17単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【12単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【21単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【19単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【16単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【14単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【12単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 7単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 6単位】  ウ　就労移行支援体制加算(Ⅲ)  □　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　 【42単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　 【18単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　【10単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　【 7単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　 【 6単位】  エ　就労移行支援体制加算(Ⅳ)  □　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　　 【39単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　　　【17単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　　【 9単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　　【 7単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　　 【 5単位】 | | 報酬告示別表  第14の3 |
| ５　就労移行連携加算 | 就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる事業所において、サービスを行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、指定特定相談支援事業者に対して、就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、就労継続支援Ｂ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算しているか。  ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定しない。  ※留意事項  １　就労継続支援Ｂ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる事業所において、当支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ｂ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、サービス提供の最終月に所定単位数を算定する。  ただし、通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に  必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型  を受けている利用者は算定対象外とする。  また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。  ２　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。  ３　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ｂ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 就労移行連携加算　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第14の3の2 |
| ６　初期加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業を行った場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものである。  なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。  ２　初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。  ３　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  ４ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  ５　旧法施設支援における入所時特別支援加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。  ６　通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援Ｂ型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援Ｂ型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第14の4 |
| ７　訪問支援特別加算  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・相談援助等の内容がわかる記録  ・同意書 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等において継続してサービスを利用する利用者が、連続して５日間、指定就労継続支援Ｂ型等の利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画等に基づき、予め当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、個別支援計画等に位置づけられた内容の指定就労継続支援Ｂ型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  ア　所要時間1時間未満の場合  イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　概ね３か月以上継続的に当該指定就労継続支援Ｂ型等を利用していた者が、最後に当該サービスを利用した日から中５日間以上連続して利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援Ｂ型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る個別支援計画の見直し等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。  なお、この場合の「５日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で５日間をいうものであることに留意すること（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「所要時間」  　実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援Ｂ型等に要する時間に基づき算定されるものであること。  ３　「相談援助等」  　家族等との連絡調整、引き続き就労継続支援Ｂ型を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援  ４　この加算を１月に２回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援Ｂ型等の利用後、再度５日間以上連続して就労継続支援Ｂ型等の利用がなかった場合にのみ対象となる。  ５　通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した５日間、就労継続支援Ａ型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第14の5 |
| ８　利用者負担上限管理加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」  　利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第14の6 |
| ９　食事提供体制加算  ［関係書類］  ・委託契約書等  ・管理栄養士又は栄養士による食事の提供に係る献立を確認していることが分かる資料  ・食事の提供記録  ・利用者ごとの体重又はＢＭＩの記録 | 低所得者等であって就労継続支援Ｂ型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ⑴ 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  ⑵ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  ⑶ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。） | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第14の7 |
| 10　福祉専門職員配置等加算 | 職業指導員等の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等においてサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等においてサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、サービスを提供した場合  (1)職業指導員又は生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  (2) 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第14の8 |
| 11　ピアサポート実施加算  ［関係書類］  ・研修修了者証  ・勤務表  ・障害者に対する配慮等に関する研修の記録  ・障がい者等であることがわかる障害者手帳等 | 次の(1)から(3)でのいずれにも該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、法第４条第１項に規定する障がい者又は障がい者であったと県が認める者である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を算定しているか。   1. 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は(Ⅵ)を算定していること 2. 障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち１名は障害者等とする。）配置していること。 3. (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。   ※留意事項  　１　次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援Ｂ型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、１月につき加算する。  ア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定していること。  イ　当該事業所の従業者として、県が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。  (ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑪において「障害者等」という。）  (イ) 当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者  ウ　イの者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  ２　研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。  ３　障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。  ア 身体障害者  身体障害者手帳  イ 知的障害者  (ア)　療育手帳  (イ)　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  ウ　精神障害者  以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。  (ア) 精神障害者保健福祉手帳  (イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  (エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）  (オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等  エ　難病等対象者  医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  オ その他都道府県が認める書類又は確認方法  ４　配置する従業者の職種等  ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。  イ　１のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。  ウ　いずれの者の場合も、当該事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。  ５　ピアサポーターとしての支援について  ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。  ６　届出等   1. 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県に届け出なければならない。   ⑵　　当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した  記録は５年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければなら  ない。  ※経過措置  　令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認める。  ア　県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする  イ １のイの（イ)の者の配置がない場合も算定できる。  この場合において、県が上記研修に準ずると認める研修については、県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　ピアサポート実施加算　【100単位】 | | 報酬告示別表  第14の8の2 |
| 12　欠席時対応加算  ［関係書類］  ・連絡調整、当該利用者の状況確認、相談援助に係る記録 | 通所による利用者が就労継続支援Ｂ型の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況や、引き続き就労継続支援Ｂ型の利用を促すなどの相談援助の内容を記録した場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第14の9 |
| 13　医療連携体  制加算  ［関係書類］  ・看護内容等の記録 | 医療機関との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  　看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人が限度）  イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  　看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  　看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  　看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  　ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）のいづれかを算定している利用者については算定しない。  オ　医療療連携体制加算（Ⅴ）  　看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に該当（当該看護職員１人に対し、１日につき加算）  カ　医療療連携体制加算（Ⅵ）  　喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に該当  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ 医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人800単位　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人500単位　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  　オ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  カ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第14の10 |
| 14　地域協働加算  ［関係書類］  ・公表資料 | 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は(Ⅵ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援Ｂ型等（当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※加算の対象となる地域の範囲  本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。  ※取組の内容  本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。  ※公表  １　取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。  ２　公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとすること。  　　なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 地域協働加算　【30単位】   ①取組内容  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ②公表方法  □インターネット（URL　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他の方法  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 報酬告示別表  第14の11 |
| 15　重度者支援体制加算 | 障害基礎年金１級を受給する利用者の割合について、県に届け出た場合、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）が当該年度の指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の100分の50以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算  　イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度の指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）の100分の25以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算  ※留意事項  １　障害基礎年金１級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援Ｂ型事業所である場合、算定。  ２　利用実績の算定については、次によるものとすること。  ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金１級受給者の延べ人数を算出  イ 前年度における利用者の延べ人数を算出  ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金１級受給者延べ人数割合を算出 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【56単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　【50単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【47単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【46単位】  　□　利用定員が81人以上 【45単位】  イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【28単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　　【24単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【23単位】  　□　利用定員が81人以上 　【22単位】 | | 報酬告示別表  第14の12 |
| 16　目標工達成指導員配置加算  ［関係書類］  ・雇用契約書等  ・勤務表 | 目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で６:１以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で５:１以上）をもって、目標工賃の達成 に向けた取り組みを行う場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を５で除して得た数以上であること。  　目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24 年法律第50 号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　 　 　【45単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 【40単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　　 【38単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　　 【37単位】  　□　利用定員が81人以上 　【36単位】 | | 報酬告示別表  第14の13 |
| 17　目標工賃達成加算  ［関係書類］  ・工賃向上計画  ・工賃目標達成に関する資料 | 目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型事業所が県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算しているか。  ※当該工賃目標は前年度におけるＢ型事業所における平均工賃月額に、前々年度のＢ型事業所の全国平均工賃月額と前々々年度のＢ型事業所の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該Ｂ型事業所における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度におけるＢ型事業所における平均工賃月額）以上でなければならない。  ※留意事項  目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。  ア 目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅳ)を算定する就労継続支援Ｂ型において、各県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合  イ 当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額）以上である場合  （例）令和5 年度の平均工賃月額が13,000 円である就労継続支援Ｂ型事業所の場合（令和4 年度  と令和3 年度の全国平均工賃月額の差額は524 円）  〇令和6 年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000 円とし、実際の平均工賃月  額が15,500 円だった場合  → 加算  〇令和6 年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100 円とし、実際の平均工賃月  額が15,500 円だった場合  → 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額  （524 円）以上となっていないことから加算対象外  〇令和6 年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000 円とし、実際の平均工賃月  額が14,000 円だった場合  → 工賃目標未達成であることから加算対象外 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 目標工賃達成加算　【10単位】 | | 報酬告示別表  第14の13の２ |
| 18　送迎加算  ［関係書類］  ・送迎（運行）簿等  ・送迎に係る雇用契約や委託契約 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、居宅等と就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則として一の事業所として扱う。  ２　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。 | 1. 適　・　否　・　該当なし   算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第14の14 |
| 19　障害福祉サービスの体験利用支援加算  ［関係書類］  ・介護等の支援内容等の記録  ・指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援、利用者への相談支援に係る記録  ・運営規定 | １　指定障害者支援施設等において、指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の（1）又は（2）のいずれかの支援を行い、当該利用者の状況や当該支援の内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労継続支援Ｂ型事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  　　①　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整   1. ①を踏まえた今後の方針の協議 2. 利用者に対する相談援助   ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。  ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第14の15 |
| 20　在宅時生活支援サービス加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援Ｂ型を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第14の16 |
| 21　社会生活支  援特別加算  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・資格証  ・研修の実施記録 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。  ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型事業所等を利用することになった者  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型等を利用することになった場合、指定就労継続支援Ｂ型等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。   1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること。 2. 指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること   ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※留意事項  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援Ｂ型計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第14の16の2 |
| 22　緊急時受入加算  ［関係書類］  ・市町村からの通知書  ・個別支援記録  ・勤務体制一覧表 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに 当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業  所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、  日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、短期入所等のサ  ービスを代替するものではないことに留意すること 。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有しているこ  と及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  □　緊急時受入加算　【100単位】 | | 報酬告示別表  第14の16の３ |
| 23　集中的支援加算  ［関係資料］  ・アセスメントの記録  ・拠点関係機関との連携担当者  ・集中的支援実施計画  ・個別支援記録  ・利用者又はその家族への説明書等  ・同意書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援B  型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  集中的支援加算については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性  を有する広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的  な支援（以下この⑦において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下  の通り取り扱うこととする。  なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害  を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19 日付こ支障第  75号・障障発0319 第１号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保  健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。  １　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又  はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  ２　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び事業所のアセスメントを行うこと。  イ　広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調  整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下において「集中的支援実  施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回  以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっ  ては、事業所とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと  ウ　事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支  援計画等に基づき支援を実施すること  エ　事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援  が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言  援助を受けること  オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  ３　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  ４　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得る  こと。  ５　事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。 | 適　・　否　・　該当なし  □　集中的支援加算　【1000単位】 | | 報酬告示別表  第14の16の４ |